

The page features a decorative design with three blue circles of varying sizes and two thin blue lines. One large circle is at the top right, a smaller one is in the middle right, and another large one is at the bottom right. Two thin blue lines originate from the top left and extend towards the right, passing behind the circles.

**半田市業務継続計画(半田市BCP)  
[南海トラフ地震編]**

**平成28年3月  
半田市**

半田市業務継続計画（半田市BCP）  
[南海トラフ地震編]

目次

|      |                       |    |
|------|-----------------------|----|
| 第1章  | 半田市業務継続計画の基本的な考え方     |    |
| 1    | 半田市業務継続計画の概要          | 1  |
| 2    | 業務継続計画導入の必要性          | 5  |
| 3    | 業務継続計画導入の効果           | 5  |
| 4    | 計画策定後の業務継続力向上         | 5  |
| 5    | 業務継続計画と地域防災計画との関係     | 6  |
| 6    | 半田市BCPの基本方針           | 8  |
| 第2章  | 計画の前提となる被害想定          |    |
| 1    | 市の被害想定                | 9  |
| 2    | 市の業務継続に与える影響          | 13 |
| 第3章  | 非常時優先業務の選定            |    |
| 1    | 非常時優先業務の選定            | 30 |
| 2    | 被災シナリオ－被災者の観点から－      | 33 |
| 3    | 非常時優先業務の選定結果          | 35 |
| 4    | 災害時に休止する業務            | 35 |
| 5    | 非常時優先業務の復旧目標          | 36 |
| 第4章  | 業務継続における課題と対応         |    |
| 1    | 業務実施体制                | 53 |
| 2    | 執務環境                  | 55 |
| 3    | 各種情報システム、通信・ネットワーク等   | 57 |
| 第5章  | 今後の取組み                |    |
| 1    | 計画の改善・定着              | 58 |
| 2    | 研修・訓練等を通じた計画の定着と課題の解消 | 58 |
| 参考資料 | 半田市災害対策本部任務分担表        | 59 |



半田市災害対策本部と名古屋大学災害対策本部の無線通信訓練  
(H27愛知県・半田市津波地震防災訓練)

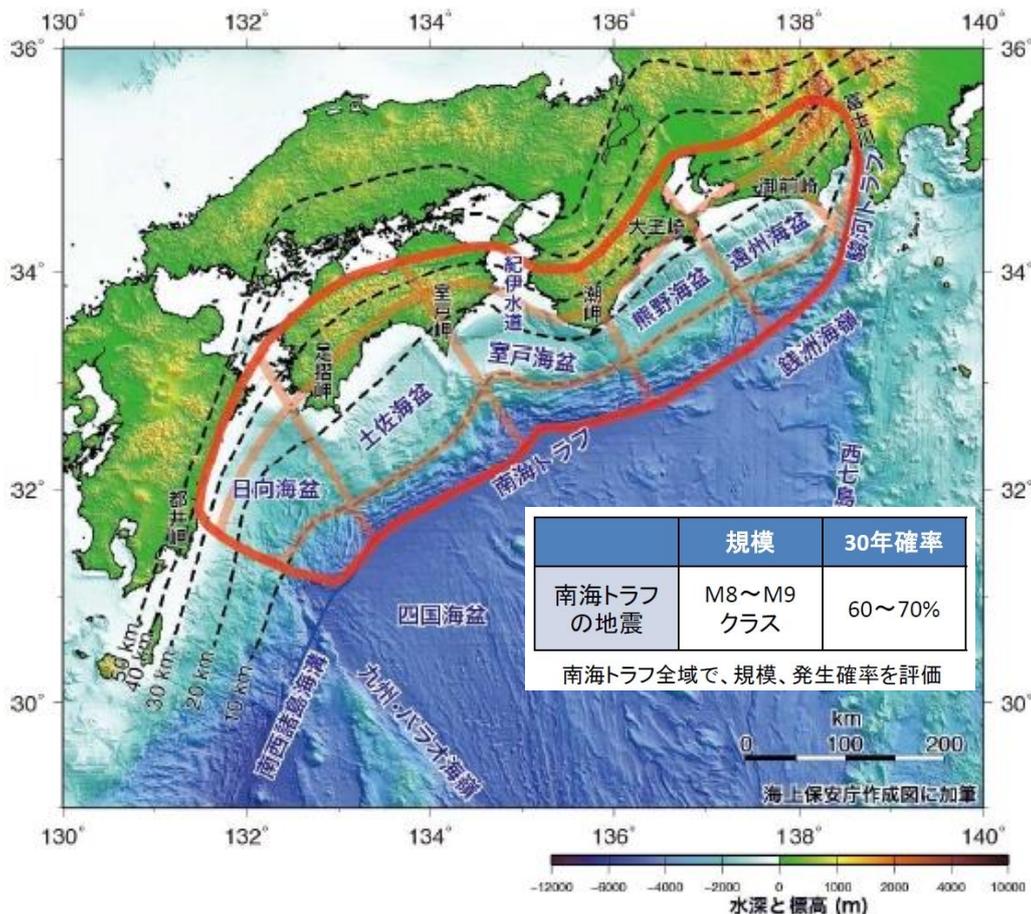
## 第1章 半田市業務継続計画の基本的な考え方

### 1 半田市業務継続計画の概要

半田市では、東海地震や東南海地震など大規模地震の発生が高い確率で危惧されており、市民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的に災害対策基本法に基づき作成した「半田市地域防災計画」において、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を定め、災害予防から応急対策、復旧、事前対策までの様々な取組を進めてきたところである。

大規模な地震災害が発生した際、市は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。地震災害発生に際して、これらの災害対応業務や優先度の高い通常業務を、発災直後から適切に実施することが必要であり、その対策として「半田市業務継続計画（半田市BCP）【南海トラフ地震編】」（以下、「半田市BCP」という。※BCP：Business Continuity Plan）を策定する。

<南海トラフの地震活動について>



(出典：地震調査研究推進本部)

市に被害を及ぼすと考えられる地震は、愛知県防災会議が示した「過去地震最大モデル」（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震を重ね合わせたモデル）とする。このモデルは、「愛知県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるもの」との考えに基づき想定したモデルである。

参考として、公表されている被害想定を、以下に記載する。

#### 南海トラフの震源モデル



愛知県公表による被害想定

【半田市の地震・津波の規模】

最大震度 : 6強  
 最高津波高 : 3.6m

【被害想定】

ア 建物被害

半田市における全壊棟数 : 約 1,500 棟 (冬の夕方 18 時、風速 5m/s の場合)

|   |   |   |               |
|---|---|---|---------------|
| 揺 | れ | : | 約 700 棟       |
| 液 | 状 | 化 | : 約 10 棟      |
| 浸 | 水 | ・ | 津波 : 約 50 棟   |
| 急 | 傾 | 斜 | 地崩壊等 : 約 10 棟 |
| 火 |   |   | 災 : 約 700 棟   |

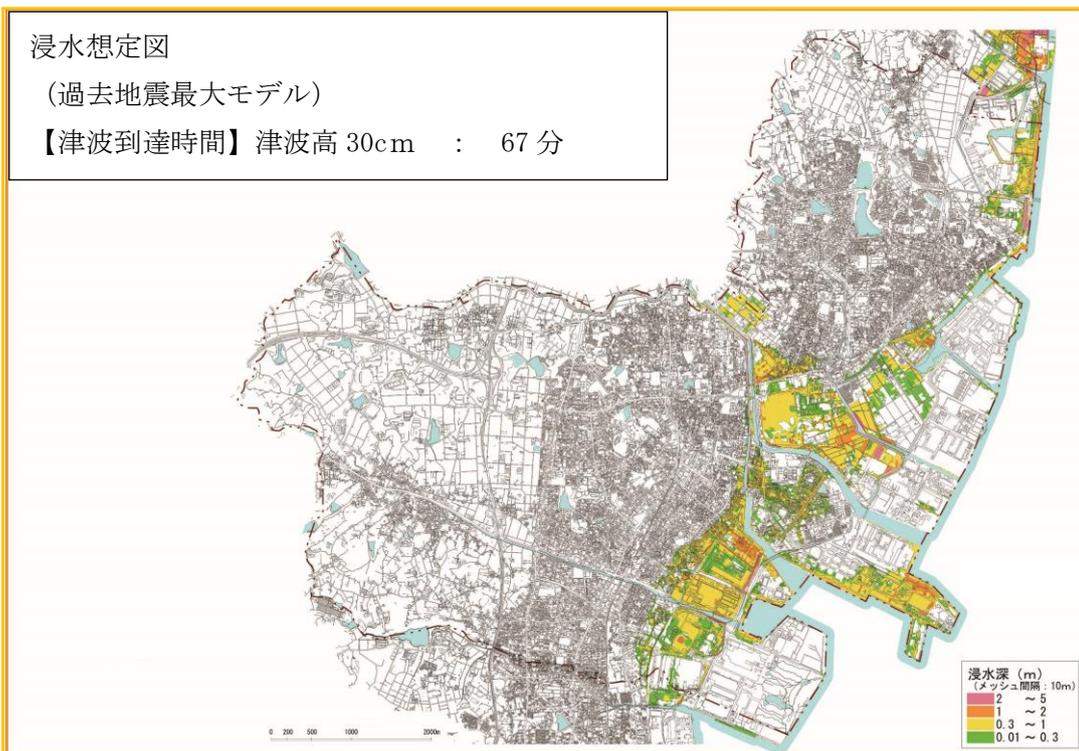
イ 人的被害

半田市における死者数 : 約 100 人 (冬の夕方 18 時で風速 5m/s、早期避難率低い場合)

|   |   |   |      |           |      |         |
|---|---|---|------|-----------|------|---------|
| 建 | 物 | 倒 | 壊    | 等         | :    | 約 30 人  |
| 浸 | 水 | ・ | 津    | 波         | :    | 約 30 人  |
|   |   |   |      | (うち自力脱出困難 | :    | 約 10 人) |
|   |   |   |      | (うち逃げ遅れ   | :    | 約 20 人) |
| 急 | 傾 | 斜 | 地崩壊等 | :         | 約 一人 |         |
| 火 |   |   |      | 災         | :    | 約 30 人  |

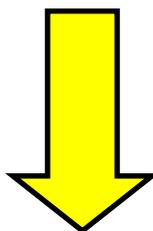
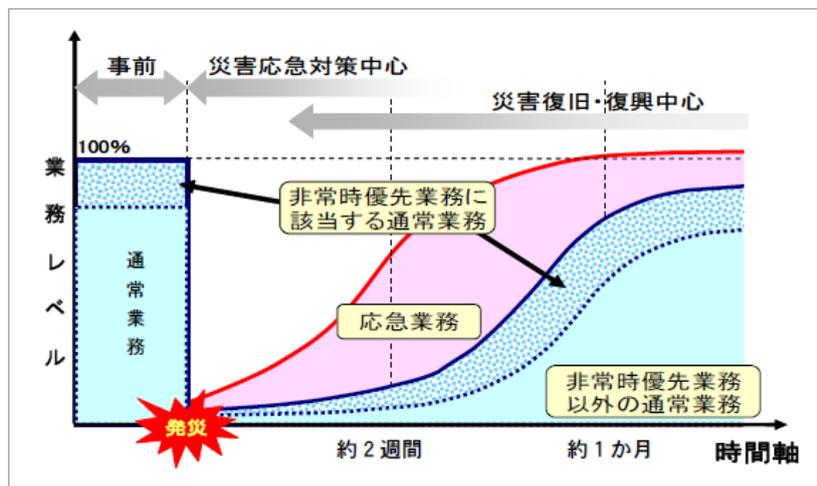
【浸水面積】

554 ヘクタール



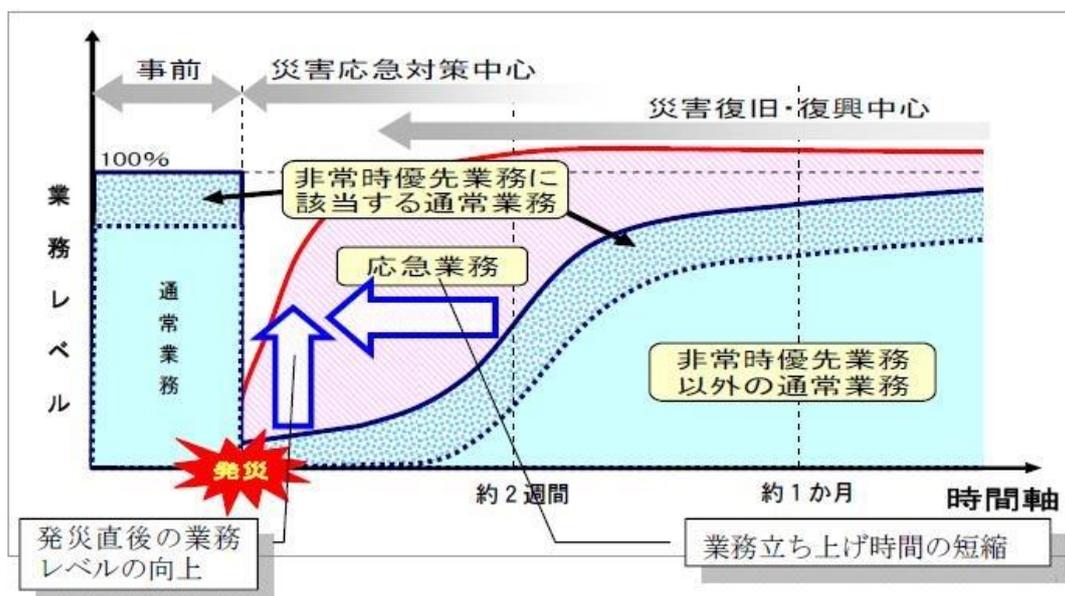
<業務継続計画の導入による早期復旧のイメージ>

(業務継続計画の導入前)



業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、業務の立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上といった効果を得て、高いレベルで業務を行える状況に改善することが可能となる。

(業務継続計画の導入後)



(出典：『愛知県庁業務継続計画(想定東海・東南海地震連動編)』)

## 2 業務継続計画導入の必要性

- 東海地震や東南海地震の発生が懸念され、災害発生時、市の機関の業務が長期間中断すると、市民生活及び経済活動等に大きな支障が生じる。
- 市では、民間企業の事業継続計画（BCP）の策定を推進しているが、民間企業のBCPは、市の機関など行政機関の機能維持や復旧を前提としていることが多く、市の機関の業務が長期間中断すると、民間企業の事業継続に大きな支障が生じる。

## 3 業務継続計画導入の効果

- 発災直後の業務立ち上げ時間の短縮により、市の機関の業務の迅速な再開が可能となる。
- 平常時から、災害時の課題をリスクとして事前に認識することで、市の防災力を強化することが可能となる。
- 市の機関の業務の迅速な再開により、災害時における民間企業の事業継続への影響を抑えることが可能となる。
- 最も大きな災害被害を想定した業務継続計画を策定することにより、他の自然災害への対応が可能となる。

## 4 計画策定後の業務継続力向上

- 業務継続計画では、即座に解決することが困難な課題についても、今後、継続的に解消を図るとともに、『半田市地域防災計画』等の見直しや訓練の運用・検証等の積み重ねの中で、計画策定後も業務の見直し等を含めた幅広い検討を行うことにより、業務継続力を向上させていく（第5章「今後の取組み」参照）。

## 5 業務継続計画と地域防災計画との関係

「半田市地域防災計画－地震・津波災害対策計画－」は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に、市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた基本的な計画である。

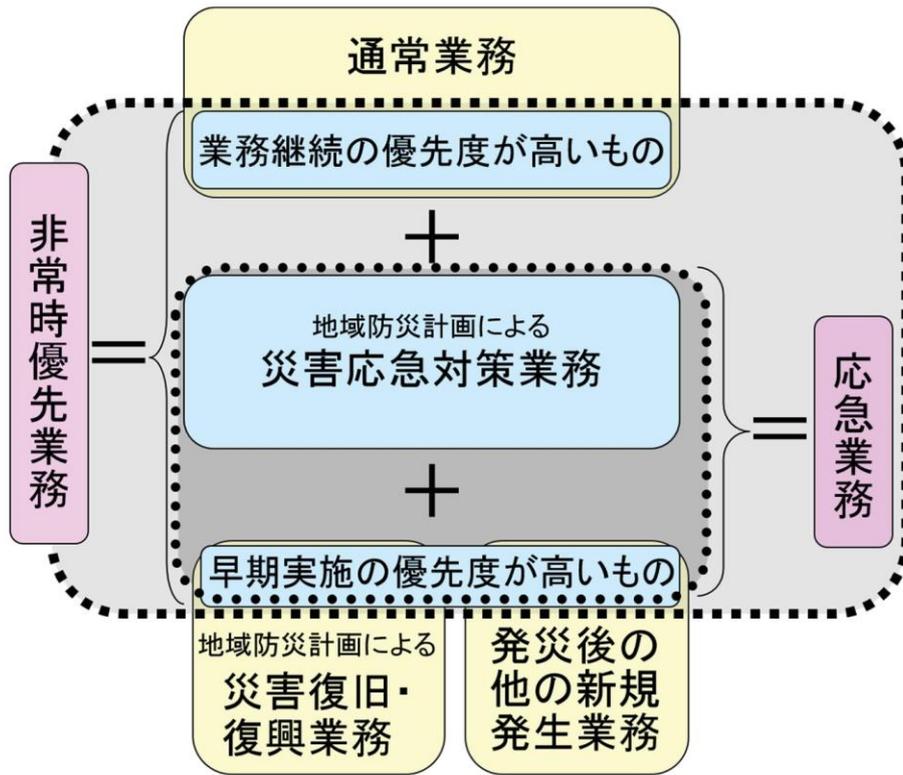
また、本市では災害応急対策業務を実施するために「半田市地域防災計画」を策定している。

一方、「半田市BCP」は、市の機関が被災したことにより機能が低下し利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、市が行うべき業務（＝「非常時優先業務」）を継続、早期復旧するために必要な資源の確保、配分等の必要な対策を事前に検討し、緊急時の対応力を高める仕組みづくりに主眼を置いている計画である。

### <半田市BCPと半田市地域防災計画の比較>

|     | 半田市BCP  | 半田市地域防災計画   |
|-----|---|---|
| 主 体 | ・市  | ・市<br>・国、県<br>・防災関係機関等（警察、自衛隊、ライフライン事業者、知多中部広域事務組合等）<br>・その他の事業者<br>・市民 |
| 対 象 | ・優先度の高い通常業務<br>・災害応急対策業務<br>・優先度の高い災害復旧業務                 | ・災害予防業務<br>・災害応急対策業務<br>・災害復旧業務   |
| 内 容 | ・災害発生時に市が制約された資源をどのように配分し、どのような業務を継続するのかを、あらかじめ検討し、定めるもの。 | ・災害発生時に市や当市に係る関係機関等が何をなすべきかを定めるもの。                                      |

<半田市BCPが対象とする非常時優先業務の範囲>



非常時優先業務のイメージ

(出典：『市町村のための業務継続計画作成ガイド』 平成27年5月 内閣府)

## 6 半田市BCPの基本方針

東海地震や東南海地震などの、市民及び市の社会経済活動に多大な被害を及ぼすおそれのある災害に対し、市がその機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定や資源の配分等について検討し、半田市BCPを策定、実施していく。

### ■基本方針

- ① 大規模災害から市民等の生命・身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ② 市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧に努める。
- ③ 業務継続のために必要な態勢(体制)をとり、活用可能な資源を最大限有効に活用する。

また、業務継続のための必要な態勢(体制)として、以下の対応方針に基づき非常時優先業務を実施する。



### ■対応方針

- ① 大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施する。中でも、災害応急対策業務は最優先で実施する。
- ② 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

## 第2章 計画の前提となる被害想定

### 1 市の被害想定

被害想定は、愛知県が発表した『東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年5月30日）』（以下、『被害予測調査報告書』という。）における「過去地震最大モデル」を被害想定とした。

#### (1) 想定地震モデル

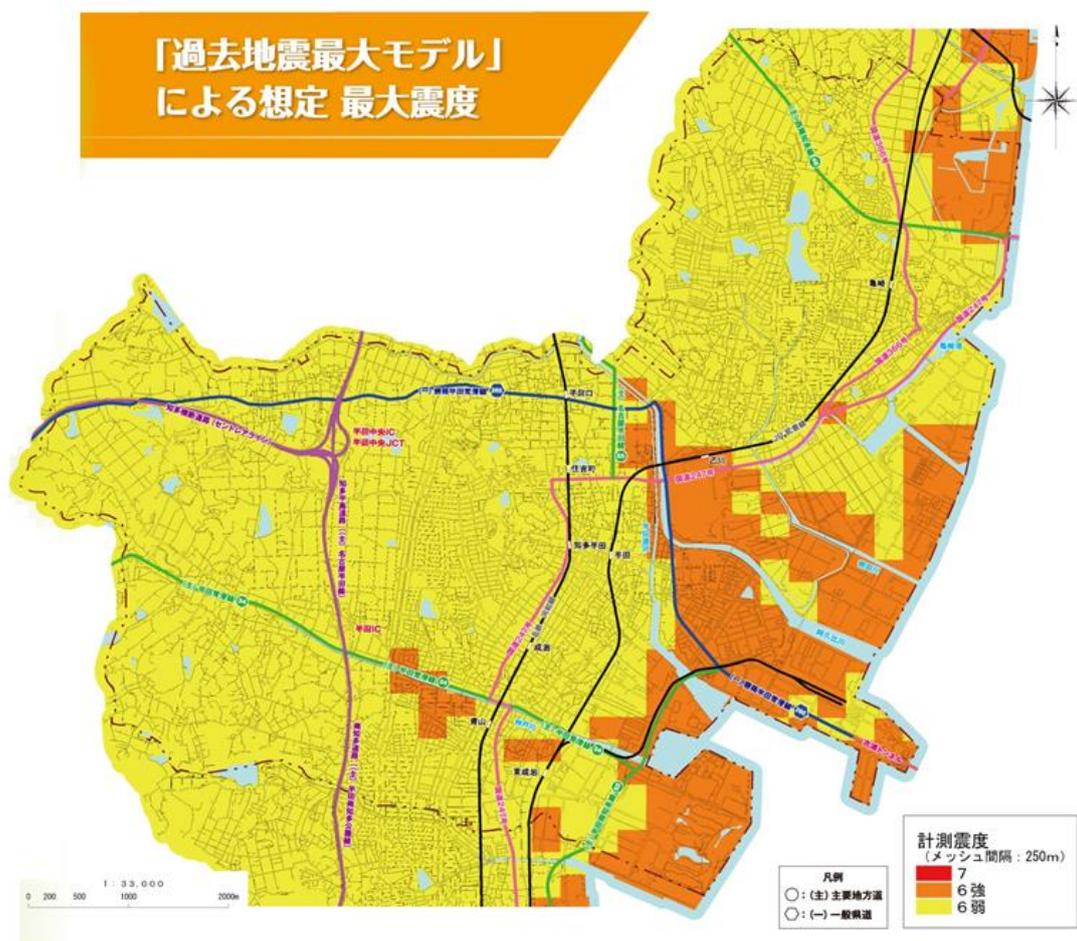
「過去地震最大モデル」

このモデルは、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルであり、愛知県が地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けているものである。

#### (2) 発災時間

平日 早朝

| 主要項目      | 被害想定   |
|-----------|--|
| 死 傷 者 数   | 建物倒壊、火災による被害に加えて、沿岸部が津波により広い区域で浸水し、建物倒壊や家具転倒等による自力脱出困難や逃げ遅れを要因とした死者が発生する。（死者約100人） |
| 出 火 件 数   | 住宅、飲食店などで出火し、木造密集地域を中心に延焼拡大する。（約700棟）  |
| 帰 宅 困 難 者 | 大半が自宅で被災するが、夜勤の労働者が帰宅困難者となる。   |
| 職員の配備体制   | 多くの職員が自宅で就寝中に発災し、職員自身が建物倒壊等により被災するなど人員配置に支障が出る。                                    |



平成26年5月 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書より

## 《想定される主なリスク：被害想定の概要》

|         |  |
|---------|--|
| 地震動     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域が震度6弱以上の揺れに見舞われる。</li> <li>・最大震度は、6.4（6強）。</li> </ul>  |
| 揺れ・液状化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れにより約700棟、液状化により約10棟の建物が全壊となる。</li> </ul>   |
| 津波・浸水   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波により約50棟が全壊となる。</li> </ul>  |
| 急傾斜地崩壊等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩落等による建築物被害は全壊約10棟である。</li> </ul>  |
| 火災      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・早朝であることから、飲食店での火気使用は低いと考えられるが、住宅などからの出火により延焼拡大が進み、約700棟が焼失する。</li> </ul>   |
| 人的被害    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・約100人が死亡する。</li> <li>・死亡の原因は、建物の倒壊等による被害（約30人）、火災による被害（約30人）に加えて、浸水・津波による被害（約30人）。</li> </ul>  |
| 避難生活    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災1日後には約12,000人（うち避難所外約4,500人）の避難者が見込まれ、避難者がピークとなる発災後1週間には、約25,000人（うち避難所外約11,000人）が避難者となる。</li> </ul>   |
| 道路      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁や盛土被害、がけ崩れ、津波などの要因による通行支障が発生する。沿岸部では、主に津波による浸水、内陸部では主に橋梁損傷により通行支障が発生する。</li> </ul>   |
| 鉄道      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・強い揺れや津波等の影響により、県内の鉄道に概ね1週間以上の運行支障が発生する。</li> </ul>   |
| 電力      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内では、被災直後、最大約375万7千軒が停電し、需要家数の約9割で停電が発生する。需要家（津波等による被災した需要家等を除く）の95%が復旧するのに約1週を要する。</li> <li>・市内では、発災1日後で約53,000軒の停電が見込まれる。</li> </ul>   |
| 上水道     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内では、被災直後で、最大約702万1千人が断水し、給水人口の約9割で断水が発生する。液状化の可能性の高い地域では、需要家（津波等による被災した需要家等を除く）の95%が復旧するのに約2ヶ月以上を要するなど、大きな断水被害が発生する。全県では、95%復旧に約6週を要する。</li> <li>・市内では、発災1日後で約117,000人に断水の影響が及ぶ。</li> </ul> |
| 下水道     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災1日後で、最大約4,200人が利用困難となる。需要家（津波等による被災した需要家等を除く）の95%が復旧するのは概ね1週間以内と見込まれる。</li> </ul>  |

|      |   |
|------|---|
| 都市ガス | <ul style="list-style-type: none"><li>・県内では、被災直後、最大約16万9千戸の供給が停止し、需要家数の約1割で供給停止が発生する。需要家（津波等による被災した需要家等を除く）の95%が復旧するのに約2週間を要する。</li><li>・市内では、発災1日後で約24,000戸の供給停止が見込まれる。</li></ul>  |
| LPガス | <ul style="list-style-type: none"><li>・県内では、建物の全半壊の影響を受けて、発災直後、最大約16万2千戸で機能支障となる。需要家（津波等による被災した需要家等を除く）の95%が復旧するのに約1週間を要する。</li><li>・市内では、発災1日後で約1,900戸の機能支障が見込まれる。</li></ul>   |
| 通信   | <ul style="list-style-type: none"><li>・発災直後においては、特に停電等の影響を受け、固定電話の通話ができなくなり、需要回線数の約9割で通話支障が発生する。市内では、発生1日後で約17,000回線が不通となる。電話回線の95%が復旧するのに約1週間を要する。</li><li>・携帯電話では、基地局の非常用電源による電力供給が停止する発災1日後に停波基地局率が最大約8割に達する。基地局の95%が復旧するのに約1週間を要する。</li></ul> |

## 2 市の業務継続に与える影響

### (1) 半田市役所周辺の外部インフラ状況

被害想定においては、電力や上下水道等の外部インフラの制約を市役所がどの程度受けるのかを想定する必要がある。

半田市役所周辺の外部インフラについて、『被害予測調査結果』から、以下のとおり設定する。

#### <市役所周辺の外部インフラ状況一覧>

| 項目   | 想定する状況   | 参 考                                      |                     |
|------|----------|--|---------------------|
|      |          | 愛知県東海地震・東南海地震<br>・南海地震等被害予測調査<br>報告書     | 阪神・淡路大震災<br>のデータ    |
| 上水道  | 3日間停止    | 断水率<br>1日後：86%<br>1週間後：52%<br>1か月後：8%    | (上水道)44日後：97%<br>復旧 |
| 下水道  | 3日間停止    | 機能支障人口<br>1日後：60%<br>1週間後：10%<br>1か月後：1% | —                   |
| 電力   | 3日間停電    | 停電戸数・停電率<br>1日後：81%<br>4日後：1%<br>1週間後：1% | 6日後：応急送電完了          |
| 固定電話 | 3日間不通    | 不通回線率<br>1日後：81%<br>1週間後：2%<br>1か月後：2%   | 14日後：電話回線復旧         |
| 携帯電話 | 3日間不通    | 停波基地局率<br>1日後：81%<br>4日後：3%<br>1週間後：2%   | 14日後：電話回線復旧         |
| 都市ガス | 直後から使用可能 | 供給停止率<br>1日後：9%<br>1週間後：7%               | 59日後：87.5%復旧        |

## (2) 半田市役所における資源の状況

外部インフラの制約に伴い、市役所の資源も影響を受ける。市は、業務の著しい中断や遅延を避けるため、防災対策を積み重ねてきているが、発災時には諸々の制約を受け、業務の中断や遅延が起こる可能性がある。

半田市BCPの策定にあたり、半田市地震対策会議幹事会を中心に、市の資源(ヒト、モノ、情報等)の現状を調査した。

## 職種別・役職別職員数及び比率(平成27年5月1日現在)

(人)

| 職種       | 男    | 女    | 計     | 比率(%) | 部長  | 次長  | 課長  | 主幹  | 補佐  | 副主幹 | 主査   | 主任  | 課員   | 再任用<br>任期付 |
|----------|------|------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|------------|
| 一般事務職    | 233  | 104  | 337   | 25.4  | 8   | 4   | 30  | 4   | 2   | 52  | 56   |     | 180  | 1          |
| 一般技術職    | 71   | 1    | 72    | 5.4   | 3   | 1   | 6   | 1   |     | 20  | 19   |     | 22   |            |
| 幼児教育士    | 4    | 235  | 239   | 18.0  |     |     |     |     | 27  |     | 41   |     | 171  |            |
| 保健師      | 1    | 17   | 18    | 1.4   |     |     |     | 1   |     | 1   | 2    |     | 14   |            |
| 学芸員・司書   | 4    | 7    | 11    | 0.8   |     |     |     |     |     | 2   | 8    |     | 1    |            |
| 福祉主事     |      | 8    | 8     | 0.6   |     |     |     |     |     |     | 2    |     | 6    |            |
| 医療主事     | 2    | 7    | 9     | 0.7   |     |     |     |     |     |     |      |     | 9    |            |
| 栄養士      |      | 4    | 4     | 0.3   |     |     |     |     |     | 2   |      |     | 2    |            |
| 医師・歯科医師  | 84   | 10   | 94    | 7.1   | 39  |     | 19  |     |     |     |      |     | 34   | 2          |
| 薬剤師      | 10   | 10   | 20    | 1.5   |     |     | 1   |     |     | 3   | 3    |     | 13   |            |
| 臨床検査技師   | 8    | 17   | 25    | 1.9   |     |     | 2   | 1   |     | 8   | 3    | 2   | 10   |            |
| 放射線技師    | 18   | 4    | 22    | 1.7   |     |     | 2   |     |     | 6   | 6    |     | 8    |            |
| その他医療技術職 | 22   | 10   | 32    | 2.4   |     |     |     |     |     | 3   | 6    | 7   | 16   |            |
| 看護師・助産師  | 21   | 359  | 380   | 28.6  | 1   | 1   | 15  |     |     |     | 21   |     | 341  | 1          |
| 技能労務職    | 30   | 26   | 56    | 4.2   |     |     |     |     |     |     | 5    |     | 49   | 2          |
| 計        | 508  | 819  | 1,327 | 100.0 | 51  | 6   | 75  | 6   | 29  | 97  | 172  | 9   | 876  | 6          |
| 比率(%)    | 38.3 | 61.7 | 100.0 |       | 3.8 | 0.5 | 5.7 | 0.5 | 2.2 | 7.3 | 13.0 | 0.7 | 66.0 | 0.5        |

※幼児教育士には、保育士及び幼稚園教諭を含む

※再任用職員・任期付職員は、フルタイム勤務者

部別職員配置表 (平成27年5月1日現在)

| 災害対策本部組織      | 課名等        | 班員数(人)      |
|---------------|------------|-------------|
| 総務部           | 総務部        | 3           |
| 庶務班           | 防災交通課      | 7           |
| 財務班           | 財政課        | 8           |
| 被害調査班         | 税務課        | 28          |
|               | 収納課        | 14          |
| 記録班           | 総務課        | 12          |
| 出納班           | 会計課        | 5           |
| 議会連絡班         | 市議会事務局     | 7           |
| <b>総務部計</b>   |            | <b>84</b>   |
| 広報部           | 企画部        | 3           |
| 渉外班           | 秘書課        | 5           |
| 職員班           | 人事課        | 8           |
| 広報班           | 企画課        | 10          |
|               | 市民協働課      | 9           |
|               | 監査委員事務局    | 3           |
| <b>広報部計</b>   |            | <b>38</b>   |
| 救護部           | 福祉部        | 1           |
|               | 健康子ども部     | 3           |
| 避難所班          | 市民課        | 10          |
|               | 国保年金課      | 26          |
|               | スポーツ課      | 11          |
|               | 生涯学習課      | 10          |
|               | 子育て支援課     | 18          |
|               | 幼児保育課      | 207         |
|               | 幼稚園        | 55          |
|               | 高齢介護課      | 21          |
| 福祉・防疫班        | 図書館        | 14          |
|               | 博物館        | 13          |
|               | 地域福祉課      | 17          |
|               | 生活援護課      | 11          |
|               | 保健センター     | 17          |
| <b>救護部計</b>   |            | <b>434</b>  |
| 環境対策部         | 市民経済部      | 3           |
| 環境清掃班         | 環境課        | 8           |
|               | クリーンセンター   | 19          |
| 商工・農務班        | 経済課        | 15          |
|               | 観光課        | 5           |
| <b>環境対策部計</b> |            | <b>50</b>   |
| 復旧部           | <b>建設部</b> | 1           |
| 土木班           | 土木課        | 15          |
|               | 都市計画課      | 9           |
|               | 市街地整備課     | 10          |
| 下水道班          | 下水道課       | 15          |
| 建築班           | 建築課        | 11          |
| <b>復旧部計</b>   |            | <b>61</b>   |
| 水道対策部         | 水道事業水道部    | 1           |
| 上水道班          | 上水道課       | 13          |
| <b>水道対策部計</b> |            | <b>14</b>   |
| 医務部           | 市立半田病院     | 613         |
| <b>医務部計</b>   |            | <b>613</b>  |
| 教育部           | <b>教育部</b> | 1           |
| 教育総務・給食班      | 学校教育課      | 15          |
|               | 小・中学校      | 17          |
| <b>教育部計</b>   |            | <b>33</b>   |
| <b>合計</b>     |            | <b>1327</b> |

## ア 職員の参集

## (ア) 体制

半田市では、地震や風水害等の災害の規模（又は災害が発生するおそれ）に応じ、以下のような非常配備体制をとっている。

## 〈非常配備基準〉

|          | 配備内容   | 配備時期  | 配備の編成                                     | 摘要                                     |
|----------|--|---|---|--|
| 警戒配備体制   | 情報連絡、災害監視のため、関係する部局の必要最小限の人員をもって当たる。   | 次の各注意報の1つ以上が半田市に発表されたとき。<br>(1) 大雨注意報<br>(2) 洪水 〃<br>(3) 高潮 〃   | 総務部・広報部及び復旧部で当該災害に対処する必要がある所要人員。          | 災害対策本部が設置されない場合でも、平常時の組織として配備につくものである。 |
| 第1非常配備体制 | 情報連絡、災害監視のため、関係する部局の必要最小限の人員をもって当たる。また、状況によりさらに高度の配備体制を速やかに移行できる体制とする。                         | 1 次の各警報の1つ以上が半田市に発令され、本市に災害の発生するおそれのあるとき及び小規模の災害が発生したとき。<br>(1) 大雨警報<br>(2) 洪水 〃<br>(3) 暴風 〃<br>(4) 高潮 〃<br>(5) 津波注意報<br>2 市域に震度4以上の地震が生じたとき。<br>3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 | 各部の部長・次長及び副部長並びに当該災害に対処する必要がある所要人員。       | 災害対策本部が設置されない場合でも、平常時の組織として配備につくものである。 |
| 第2非常配備体制 | 関係各部局の所要の人員をもって当たるもので、事態の推移に伴い速やかに第3非常配備体制に切り替えるものとし、また切り替え前においても災害発生とともにそのまま直ちに非常活動ができる体制とする。 | 1 上記の警報が発令され、本市に相当規模の災害が発生するおそれのあるときまたは災害が発生したとき。<br>2 伊勢・三河湾区域に津波警報（津波・大津波）が発令され、本市に相当規模の災害が予想されるとき。<br>3 市域に震度5弱以上の地震が生じたとき。<br>4 その他必要により本部長が当該非常配備を発令したとき。                | 第1非常配備人員に加え、各部の班長及び当該災害に対処する必要がある部局の所要人員。 | 必ず災害対策本部が設置されるものである。                   |
| 第3非常配備体制 | 市の職員の全員をもって当たるもので、災害応急対策活動が円滑に行える体制とする。  | 1 市域に震度5強以上の地震が生じたとき。<br>2 市内の全域または相当の地域に大規模な災害が発生すると予想されたときまたは発生したとき。<br>3 その他必要により本部長が当該非常配備を発令したとき。  | 全職員が配備につくものとする。                           | 必ず災害対策本部が設置されるものである。                   |

※ 非常配備基準によりがたいと認められる場合においては、関係部局等による協議のうえ、臨機応変に配備体制をとれるものとする。

## ※ 地域拠点支部員の配置基準

1. 原則として第2非常配備体制から業務につくこととする。ただし、避難者の関係から、それ以前に業務につくこともある。
2. 配備人員は、状況により、支部長が判断することができる。

- 非常配備体制に応じ、参集対象職員があらかじめ定められている。
- 南海トラフで発生する大規模な海溝型地震が発生した場合は、第3非常配備体制となることが想定される。
- 第3非常配備体制では原則、全職員（約1,300名）が参集の対象となる。
- 災害時の参集場所や配備体制等について明記した「災害対策実施マニュアル」を、全ての職員が携行するよう周知している。

#### (イ) 参集可能人員

南海トラフを震源とする地震が発生した場合には、職員はあらかじめ定められた参集体制により配置場所へ参集することになるが、職員自身やその家族の死傷、交通の途絶等の発生が想定され、平常時のようなスムーズな参集は見込めない。

1995年に発生した阪神・淡路大震災における、被災県・市町村の職員参集率は、平均すると、発災後4日目に職員の約7割であったと報告されている（詳細については、次ページ「■ 参集率の想定方法について」を参照）。

『被害予測調査結果』では、交通の支障について、「2、3日後には徐々に回復してくるが輸送機能は大幅に低下する」と想定している。

これらを踏まえ策定されている愛知県庁業務継続計画を参考として、半田市BCPにおける職員参集については、以下のとおり想定する。

#### ○ 参集手段

- ・発災から3日目までは、徒歩によるものとし、時速3kmで参集すると想定。
- ・4日目以降は、交通機関等を使用して参集すると想定。

#### ○ 参集率の想定

|         | 想定となる対象   | 参集率   |
|---------|---|---|
| 発災～3日目  | 徒歩での移動が可能な、「参集場所から20km圏内に居住する職員」が対象。<br>(圏内居住者数 1,265人) | 参集場所から20km 圏内に居住する職員の7割が、順次参集する。                        |
| 4日目～6日目 | 全ての職員が対象。<br>(全職員数 1,327人)                              | 4日目からは交通機関が復旧し、職員全体の7割が参集し、以後、順次参集する。                   |
| 7日目以後   |   | 職員全体の98%が参集する。<br>(※ 約2%強の職員は本人及び家族の死傷等により長期間参集できないと想定) |

## ■ 参集率の想定方法について

### ① 参集率7割の想定

職員の参集率は、阪神・淡路大震災発生時の兵庫県及び兵庫県内市町村における参集率を参考としている。

兵庫県、神戸市、伊丹市、西宮市、芦屋市、宝塚市の地震発生当日の参集率の平均は約48%であり、発災から4日目までの平均は約76%である。

また、芦屋市職員に対するアンケートによれば、回答した職員の19.6%が家屋等の財産被害に遭い、5.5%が参集途上に被災現場で救助活動等を行った。（出典：（財）消防科学総合センター『地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編』）

これらのことから、発災から4日目までは3割の職員の参集が困難であると想定し、参集率を7割とする。

### ② 参集場所から20km圏内の想定

発災から3日目までは、徒歩による参集を想定し、参集可能な徒歩ルート距離20km圏内に居住する職員を対象とする。

## < 参集想定 >

参集率の想定に基づき、職員の参集について算出した結果が以下である。

### ■ 職員の参集想定

| 発災後          | ～1<br>時間 | ～3<br>時間 | ～6<br>時間 | ～12<br>時間 | ～1<br>日 | ～3<br>日 | ～4<br>日 | ～5<br>日 | ～6<br>日 | ～1<br>週間 |
|--------------|----------|----------|----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 参集<br>職員数(人) | 310      | 721      | 875      | 885       | 885     | 885     | 928     | 1,052   | 1,176   | 1,300    |
| 職員<br>参集率(%) | 23.3     | 54.3     | 65.9     | 66.6      | 66.6    | 66.6    | 69.9    | 79.2    | 88.6    | 97.9     |

直線距離 20km 圏内居住者 N=1,265

全職員 N=1,327

※ 参集職員数のうち、発災から3日目までは20km圏内に居住する職員を対象としている。

※ 参集職員数のうち、発災から4日目以降は全ての職員（県外居住者等を含む）を対象としている。

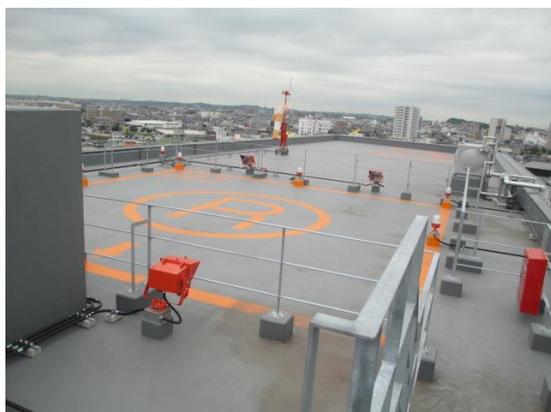
※ 発災から6時間までの「参集職員数」及び「職員参集率」は、阪神・淡路大震災等における詳細なデータがないことから、実際の職員住所データから参集職員数を算出し、職員参集率を想定している。



イ 本庁の資源

半田市BCPにおいては、南海トラフを震源とする地震が発生した場合に、最も起こりうる事態として次の状況を設定した。

<主な設備>



緊急救助用スペース  
(ホバリングスペース)  
設置場所：屋上



待避場所  
設置場所：屋上



自家発電装置  
設置場所：発電機室（PH）  
電力供給時間：72時間



燃料小出槽  
設置場所：発電機室（PH）  
（自家発電用）  
容量：1,950ℓ（A重油）



燃料小出槽  
設置場所：中継タンク室  
（2階）  
（自家発電用）  
容量：1,950ℓ（A重油）



ソーラーパネル  
設置場所：屋上  
太陽電池容量：50kw



蓄電池設備  
設置場所：電気室（PH）  
蓄電池容量：30kwh



非常照明設備  
設置場所：電気室（PH）  
非常照明：床面1ルクス



免震装置  
接続型スイッチダンパー  
設置場所：地下室



免震装置  
オイルダンパー  
設置場所：地下室



免震装置  
直動転がり支承  
設置場所：地下室



免震装置  
積層ゴム支承  
設置場所：地下室



マンホールトイレ  
設置場所：庁舎北通路  
設置数：5か所



マンホールトイレ  
保管場所：機械室（1階）



非常用管路切替装置  
(公共下水から汚水貯留槽  
への切替)  
設置場所：庁舎北通路



汚水貯留槽 (60 m<sup>3</sup>)  
設置場所：庁舎北駐輪場



飲料水用耐震性貯水槽  
(60 m<sup>3</sup>)  
設置場所：ごん吉くんひろば



貯水槽用ポンプ  
保管場所：機械室1



防火水槽  
(100 m<sup>3</sup>)  
設置場所：庁舎南



雨水貯留配管

雨水貯留槽

(90 m<sup>3</sup>・60 m<sup>3</sup>)

(トイレ、散水利用)

設置場所：地下室

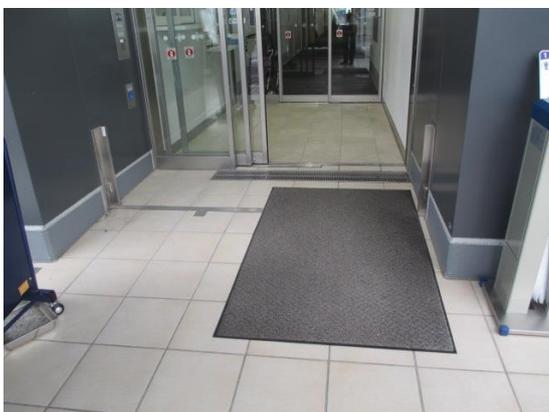


燃料槽

(16,100ℓ)

(自家発電用)

設置場所：庁舎南駐輪場



防潮板ガイドレール

設置場所：時間外出入口



防潮板ガイドレール

設置場所：正面玄関西入口



防潮板ガイドレール  
設置場所：正面玄関東入口



防潮板  
保管場所：機械室1



救助用ボート  
保管場所：発電機室（PH）

## ＜半田市役所資源状況一覧表＞

|   |                      | 状況等   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 建物                   | 庁舎は、4種類の免震装置（「積層ゴム支承」「直動転がり支承」「オイルダンパー」「接続型スイッチダンパー」）を設置することにより、耐震性、安全性を確保している。   |
| 2 | エレベーター               | 地震感知器を設置し地震時の閉じ込め防止を図るとともに、非常用電源を確保している。<br>西側エレベーターについては、制御盤を高く設置しているため、庁舎への浸水があった場合においても、運転が可能である。  |
| 3 | 上下水道<br>トイレ          | 応急給水栓を整備済みであり、トイレへの給水については、150m <sup>3</sup> の雨水貯留槽から給水が可能である。また、飲料水についても60m <sup>3</sup> の耐震性貯水槽から給水が可能である。<br>トイレについては下水道への自然流下が可能である。公共下水道管の破損時には、60m <sup>3</sup> の汚水貯留槽への貯留が可能である。 |
| 4 | 空調                   | 非常用電源により72時間の使用が可能である。  |
| 5 | 電力                   | 商用電源停止後、発電機室（PH）の自家発電装置により電力供給が可能である。<br>また、ソーラーパネル（電池容量：50kwh）及び蓄電池（蓄電池容量：30kwh）からの電力供給が可能である。<br>併せて、庁舎への電力供給は、二重化が図られている。  |
| 6 | PC・OA機器              | 機器等への損傷がない場合、非常コンセントからの電源供給により使用が可能である。   |
| 7 | 電話・インターネット           | 電話機へは電力供給が行われるため、機器等への損傷がない場合、内線・外線共に使用可能である。ただし、外線については、1週間程度の間、輻輳することが予想されるため、繋がりにくくなる。<br>インターネットについては、接続が可能である。   |
| 8 | 高度情報通信ネットワーク（防災行政無線） | 高度情報通信ネットワーク（防災行政無線）には地上系と衛星系の2系統あり、県機関及び他市町村の間を独自回線で結んでいる。<br>商用電源停止後、自家発電機から72時間電力が供給され、機器等に損傷がない場合使用可能である。その後は、燃料補給により商用電源回復まで使用が可能。   |
| 9 | 各種情報システム             | 庁舎建設時にネットワーク構成を見直し、業務継続を可能な構成としている。また、サーバー室を安全なフロアに設置し、早期復旧が可能な構成としている。   |

## ウ 職員用の飲料水・食料等の確保

職員の食料確保については、各課各職員で飲料水・食料の確保を行うものとしている。しかし、庁舎損壊により利用できない状況である場合には、備蓄食糧、さらには、市内協定事業者の流通備蓄を利用する。

## エ 災害対策本部員会議室の代替場所

雁宿ホールの視聴覚室とする。

## &lt;視聴覚室設備&gt;

非常用発電機から連続約20時間の電力供給が可能。その後は、燃料補給により商用電源回復まで使用が可能。

発電機からの電力供給により照明点灯が可能。

防災行政無線、地域防災無線の2種類の無線を配備し、半田消防署からの補助局輸送により同報無線の使用が可能。

## &lt;主な設備&gt;



発電設備

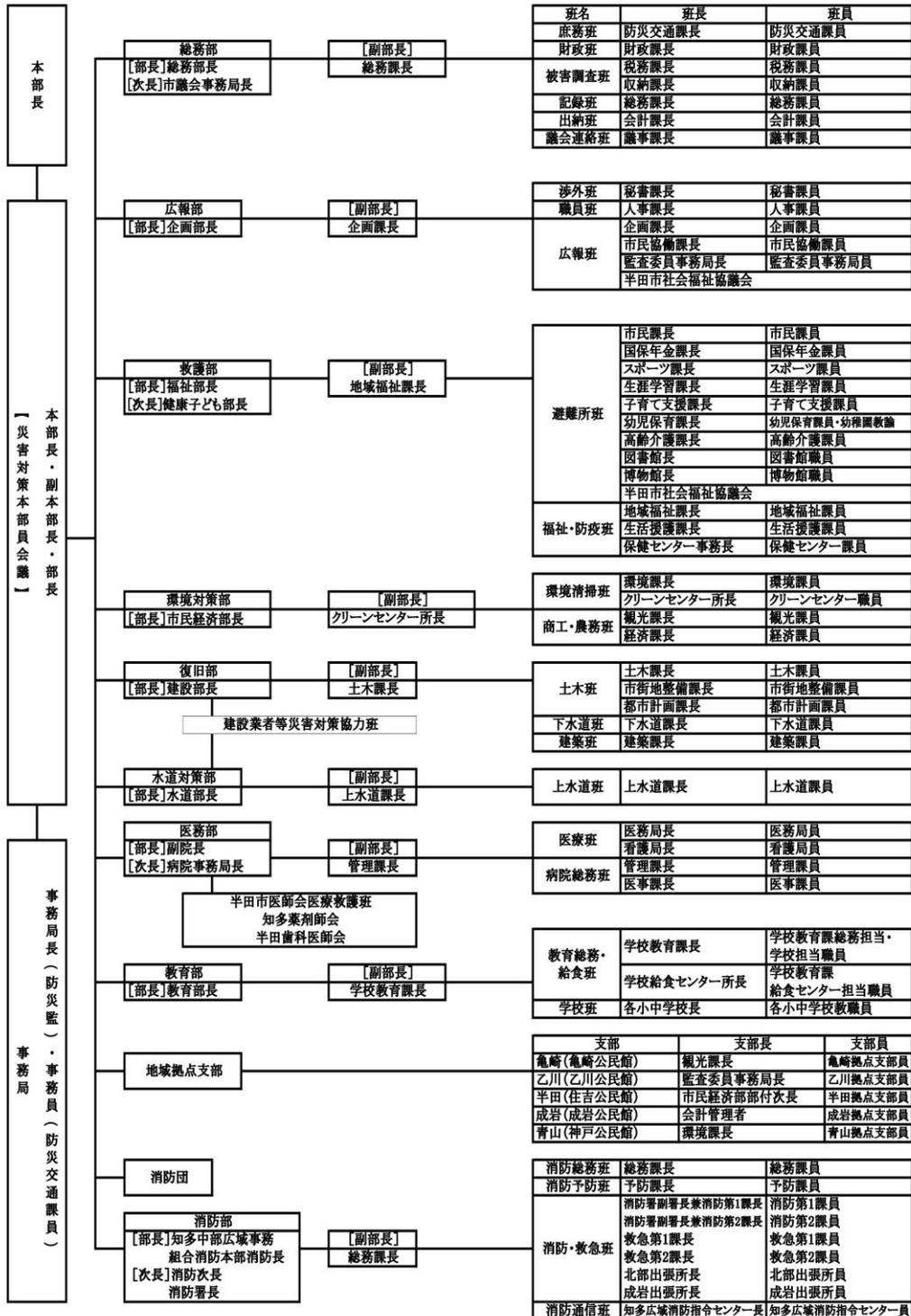
設置場所：屋外

電力供給先：視聴覚室

オ 災害対策本部の組織

〈災害対策本部組織図〉

本部長 市長、副本部長 副市長、教育長、半田病院長、消防団長



※災害対策本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。また、災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 第3章 非常時優先業務の選定

#### 1 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定にあたっては、基本方針にある「市民等の生命・身体・財産の保護」、「市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧」、「業務継続に必要な態勢の確保」の観点及び愛知県庁業務継続計画における県の対応を参考とした。

半田市BCPにおいては、愛知県庁業務継続計画に基づき、発災後「2週間」の厳しい資源(職員・庁舎・資機材等)制約がある中で、非常時優先業務に、資源を優先的に配分して当該業務に着手しなければならず、かつ、「1か月」以内に「目標レベル」に達成しなければならない業務とした。

非常時優先業務は・・・

「着手時間」： 発災後「2週間」以内、かつ、

「目標時間」： 発災後「1か月」以内に「目標レベル」を達成する業務

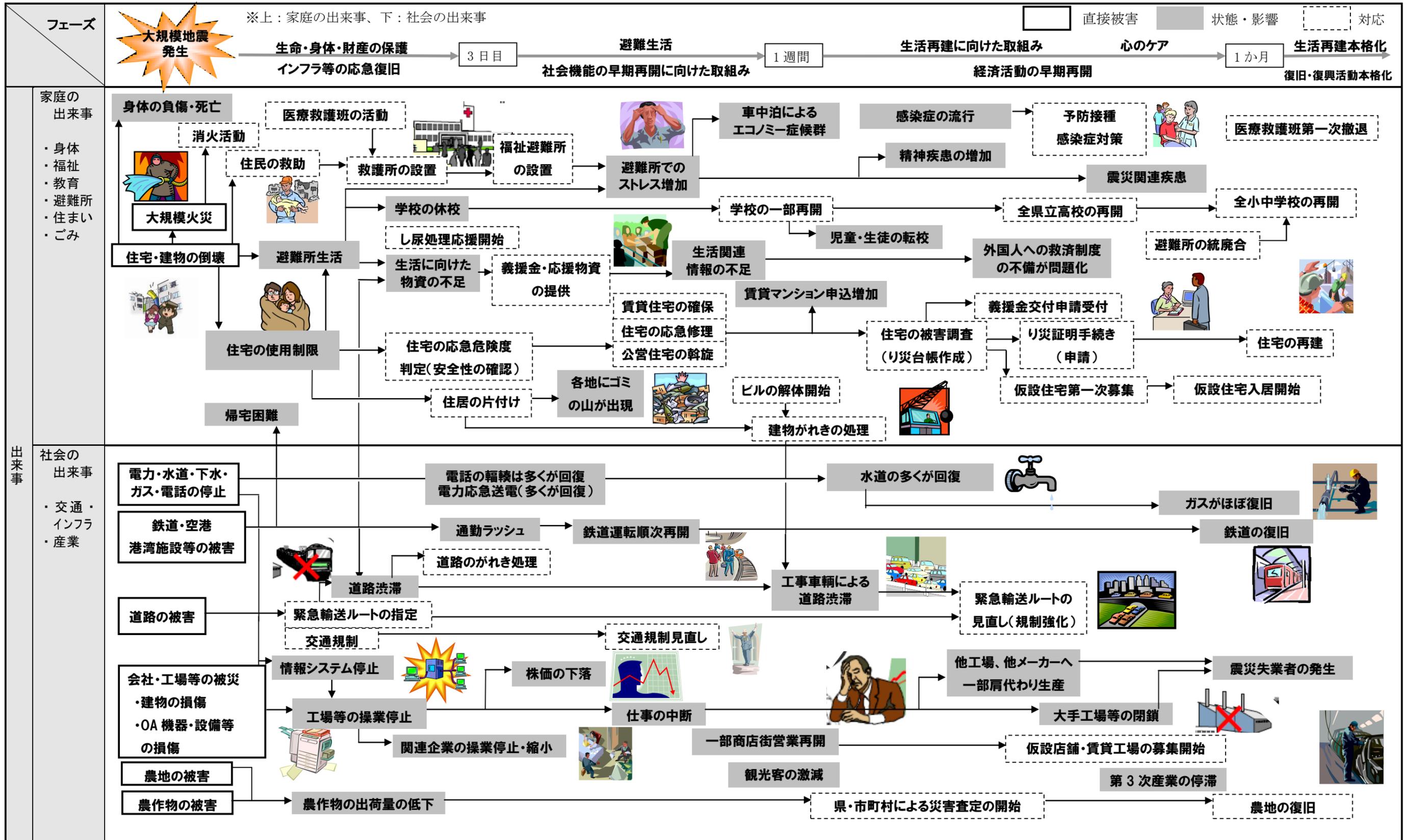


## 〈災害時に実施すべき業務〉

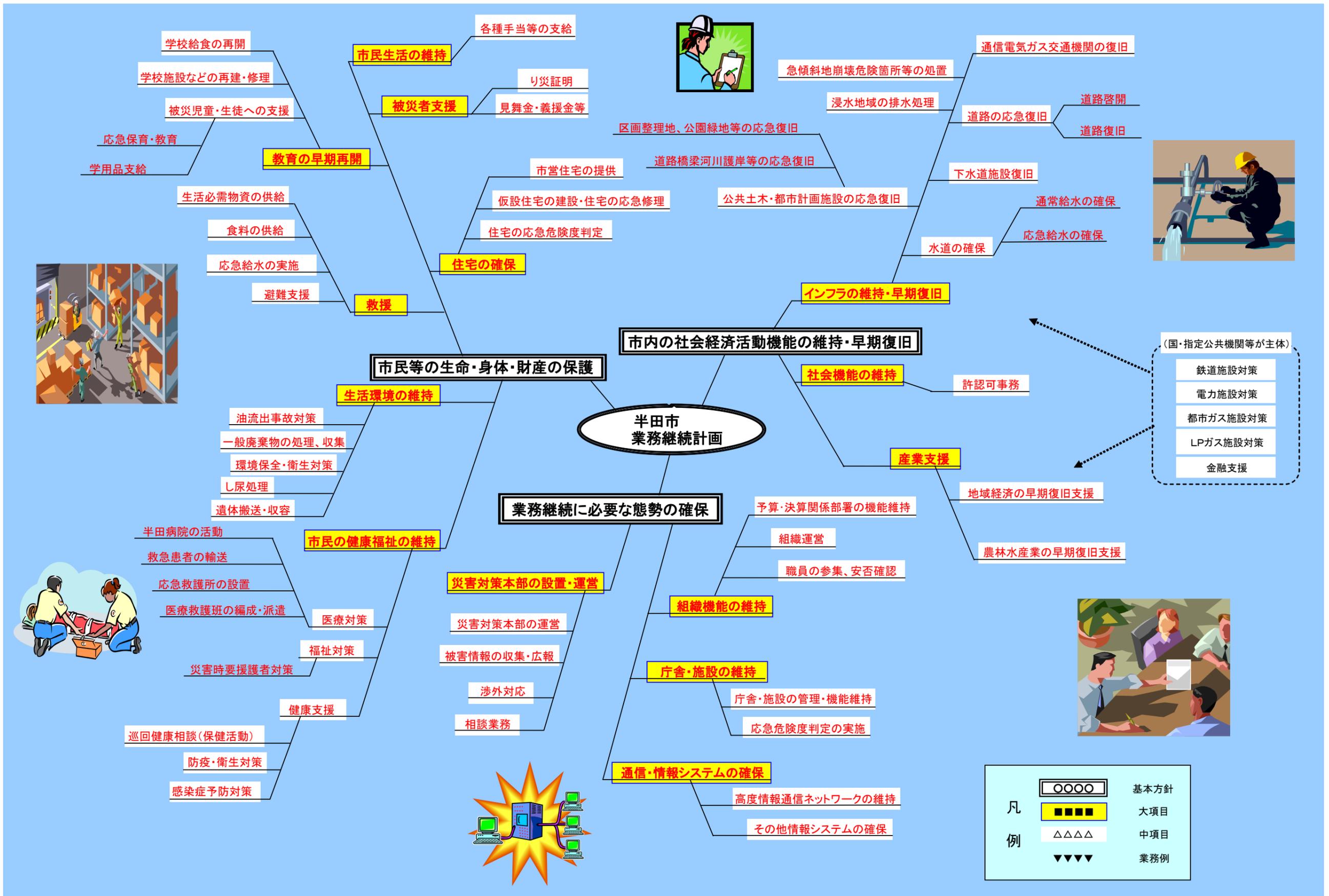
| 基本方針                   | 大項目            | 中項目                |
|------------------------|----------------|--------------------|
| I 市民等の生命・身体・財産の保護      | 1 救援           | ① 避難支援             |
|                        |                | ② 応急給水の実施          |
|                        |                | ③ 食料の供給            |
|                        |                | ④ 生活必需物資の供給        |
|                        | 2 市民の健康福祉の維持   | ① 医療対策             |
|                        |                | ② 福祉対策             |
|                        |                | ③ 健康支援             |
|                        | 3 住宅の確保        | ① 住宅の応急危険度判定       |
|                        |                | ② 仮設住宅の建設・住宅の応急修理  |
|                        |                | ③ 市営住宅の提供          |
|                        | 4 生活環境の維持      | ① 油流出事故対策          |
|                        |                | ② 一般廃棄物の処理、収集      |
|                        |                | ③ 環境保全・衛生対策        |
|                        |                | ④ し尿処理             |
|                        |                | ⑤ 遺体搬送・収容          |
|                        | 5 被災者支援        | ① 見舞金・義援金等         |
|                        |                | ② り災証明             |
|                        | 6 教育の早期再開      | ① 被災児童・生徒への支援      |
|                        |                | ② 学校施設などの再建・修理     |
|                        |                | ③ 学校給食の再開          |
|                        | 7 市民生活の維持      | ① 各種手当等の支給         |
| II 市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧 | 1 社会機能の維持      | ① 許認可事務            |
|                        | 2 インフラの維持・早期復旧 | ① 水道の確保            |
|                        |                | ② 下水道施設復旧          |
|                        |                | ③ 道路の応急復旧          |
|                        |                | ④ 公共土木・都市計画施設の応急復旧 |
|                        |                | ⑤ 浸水地域の排水処理        |
|                        |                | ⑥ 急傾斜地崩壊危険箇所等の処置   |
|                        |                | ⑦ 通信電気ガス交通機関の復旧    |
|                        | 3 産業支援         | ① 地域経済の早期復旧支援      |
|                        |                | ② 農林水産業の早期復旧支援     |

| 基本方針            | 大項目            | 中項目               |
|-----------------|----------------|-------------------|
| Ⅲ 業務継続に必要な態勢の確保 | 1 災害対策本部の設置・運営 | ① 災害対策本部の運営       |
|                 |                | ② 被害情報の収集・広報      |
|                 |                | ③ 渉外対応            |
|                 |                | ④ 相談業務            |
|                 | 2 組織機能の維持      | ① 職員の参集、安否確認      |
|                 |                | ② 組織運営            |
|                 |                | ③ 予算・決算関係部署の機能維持  |
|                 | 3 庁舎・施設の維持     | ① 庁舎・施設の管理・機能維持   |
|                 |                | ② 応急危険度判定の実施      |
|                 | 4 通信・情報システムの確保 | ① 高度情報通信ネットワークの維持 |
|                 |                | ② その他情報システムの確保    |

## 2 被災シナリオ -被災者の観点から-



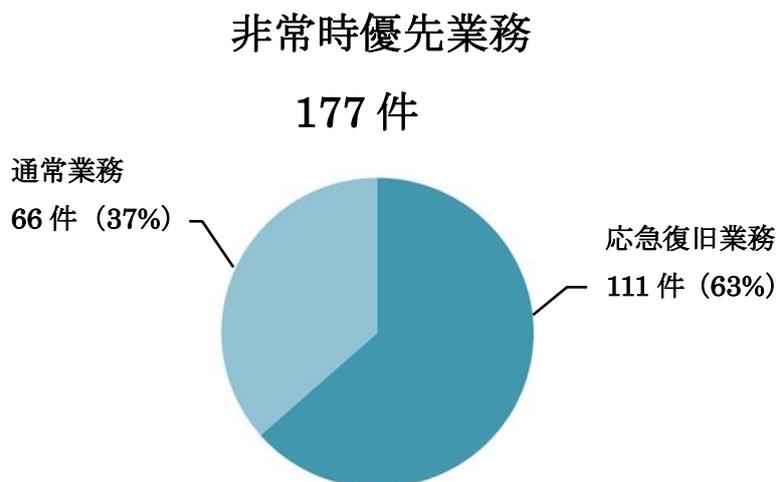
(出典：『愛知県庁業務継続計画(想定東海・東南海地震連動編)』)



### 3 非常時優先業務の選定結果

災害時に継続又は早期に再開・復旧すべき業務を選定した結果、非常時優先業務は178件（応急復旧業務113件、通常業務65件）である。

〈非常時優先業務における応急復旧業務と通常業務の割合〉



### 4 災害時に休止する業務

半田市BCPでは、限られた資源を非常時優先業務に優先的に配分するため、非常時優先業務ではない業務については、積極的に休止する。なお、休止した業務については、災害応急対策業務の実施の経過に伴い、順次再開する。

《主な休止業務》

- ・ ほう賞及び表彰に関する業務
- ・ 職員の研修に関する業務
- ・ 情報公開に関する業務
- ・ モーターボート競走事業に関する業務
- ・ 地籍図及び家屋見取図の整備に関する業務
- ・ 納税意識の高揚に関する業務
- ・ 放置自転車等対策に関する業務
- ・ 人口動態調査及び人口動向調査に関する業務
- ・ 環境学習に関する業務
- ・ 計量器の検査及び取締りに関する業務
- ・ 緑化の普及及び指導に関する業務
- ・ 都市計画道路整備に関する業務
- ・ 定期監査に関する業務

## 5 非常時優先業務の復旧目標

「初動期」(発災～約3日目)においては、災害対策本部機能の確立と情報の収集、人命の救助・救出、避難所生活者への支援に注力し、「応急復旧期」(約4日目～2週間)においては、道路等インフラの早期復旧支援など、平常時の生活の回復を支援する展開を想定している。

| 着手時期           | 想定される事象   | 重点的に取り組む事項   |
|----------------|---|--|
| 発災から<br>24時間まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に甚大な人的・物的損害が発生し情報が途絶</li> <li>・市役所の被災により、職員・資源・情報が制約</li> <li>・被災地域、規模が次第に判明</li> <li>・避難所での食料等の要望</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①災害対策本部の設置・運営</li> <li>②避難支援</li> <li>③渉外対応(応援派遣依頼)</li> <li>④医療対策</li> <li>⑤応急給水の実施</li> <li>⑥食料の供給</li> <li>⑦生活必需物資の供給</li> </ul> |
| 2日目<br>～3日目    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所生活者から様々なニーズが増加</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康支援</li> <li>②福祉対策</li> </ul>   |
| 4日目<br>～2週間    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会機能の復旧に関する要望が増加</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅の確保</li> <li>②教育の早期再開</li> <li>③インフラの維持・早期復旧</li> <li>④産業支援</li> </ul>   |

次ページより、「大項目」ベースで整理した主要な非常時優先業務を例示する。

なお、「発災後の目標」等については、災害の発生状況により、目標に到達できない場合が考えられるため、今後は着手時間の設定や非常時優先業務の選定について見直す等、精査していく。

また、発災時においては、限られた資源の中で非常時優先業務を実施することとなるため、業務間で資源利用の競合が生じる場合も想定される。非常時優先業務の実施にあたっては、半田市BCPの「基本方針」及び「対応方針」(8ページを参照)に基づき、実施していく。

1. 基本方針【市民等の生命・身体・財産の保護】

|     |      |
|-----|------|
| 大項目 | ① 救援 |
|-----|------|

(1) 活動目標

| 中項目      | 発災後の目標   |
|----------|--|
| 避難支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設や注意報・警報等の災害情報の市民への伝達体制、避難所の運営体制及び災害ボランティア支援本部、支部の運営体制を確立する。</li> <li>・施設来館者等の避難誘導、救助を実施する。</li> <li>・消防・救助・水防・避難誘導等の体制を確立する。</li> <li>・避難行動要支援者の安否確認を実施する。</li> </ul> |
| 応急給水の実施  | ・3日以内に応急給水を実施する。   |
| 食料の供給    | ・学校給食センターによる炊き出しを実施する。   |
| 生活必需品の供給 | ・24時間以内に生活必需品の支援体制を確立する。   |

(2) 活動体制

実施機関：庶務班、財政班、被害調査班、記録班、出納班、議会連絡班、渉外班、広報班、避難所班、福祉・防疫班、商工・農務班、上水道班、学校班、教育総務・給食班、消防予防班、消防・救急班、半田市社会福祉協議会

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ



大項目 ② 市民の健康福祉の維持

(1) 活動目標

| 中項目  | 発災後の目標  |
|------|---|
| 医療対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・半田病院の機能確保を継続する。</li> <li>・医療救護班の編成・派遣を行う。</li> <li>・応急救護所の設置管理運営体制を確立する。</li> <li>・救急患者の搬送体制を確立する。</li> <li>・医療関係機関への患者の引継を行う。</li> </ul> |
| 福祉対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の支援体制を確立する。</li> <li>・各種減免申請の受付体制を確立する。</li> </ul>   |
| 健康支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫その他衛生対策を行う。</li> <li>・感染症予防対策を行う。</li> <li>・避難所・地域の巡回健康相談等保健活動体制を確立する。</li> <li>・母子健康手帳の交付はじめ窓口業務体制を確立する。</li> </ul>                    |

(2) 活動体制

実施機関：避難所班、福祉・防疫班、医療班、病院総務班、学校班、消防・救急班

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目  | 0 時間 | 1 時間               | 3 時間             | 6 時間         | 12 時間         | 24 時間          | 3 日 | 5 日 | 1 週間 | 2 週間             |                 |                    |                      |
|------|------|--------------------|------------------|--------------|---------------|----------------|-----|-----|------|------------------|-----------------|--------------------|----------------------|
| 医療対策 |      | → 半田病院の入院患者の継続的な診療 | → 半田病院の外来受付・診療開始 | → 医療救護班編成・派遣 | → 応急救護所の体制の確立 | → 救急患者の搬送体制の確立 |     |     |      |                  | → 医療関係機関への患者の引継 |                    |                      |
| 福祉対策 |      |                    |                  |              |               |                |     |     |      | → 災害時要援護者支援体制の確立 | → 各種減免申請の開始     |                    |                      |
| 健康支援 |      |                    |                  |              |               |                |     |     |      | → 防疫その他衛生対策の体制確立 | → 感染症予防対策の体制確立  | → 巡回健康相談等保健活動体制の確立 | → 母子健康手帳交付はじめ窓口業務の開始 |



|            |                |
|------------|----------------|
| <b>大項目</b> | <b>③ 住宅の確保</b> |
|------------|----------------|

(1) 活動目標

| 中項目             | 発災後の目標  |
|-----------------|---|
| 住宅の応急危険度判定      | ・1週間以内に被災宅地・建築物の応急危険度判定士への要請を完了する。  |
| 仮設住宅の建設・住宅の応急修理 | ・2週間以内に仮設住宅の必要戸数を把握及び建設用地の確保を行い愛知県に設置を依頼する。<br>・1週間以内に被害状況を把握し、応急修理について業者への手配を行う。 |
| 市営住宅の提供         | ・1週間以内に入居条件の決定及び空家整備を行う。  |

(2) 活動体制

実施機関：建築班、福祉・防疫班

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目                         | 0 時間  | 1 時間 | 3 時間 | 6 時間 | 12 時間 | 24 時間 | 3 日 | 5 日 | 1 週間 | 2 週間 |   |
|-----------------------------|---|------|------|------|-------|-------|-----|-----|------|------|---|
| 住宅の<br>応急危険<br>度判定          |  |      |      |      |       |       |     |     |      |      | 応急危険度判定体制の確立<br>→                           |
| 仮設住宅<br>の建設・<br>住宅の応<br>急修理 |   |      |      |      |       |       |     |     |      |      | 仮設住宅の必要戸数把握及び建設用地の確保<br>→<br>住宅の応急修理発注<br>→ |
| 市営住宅<br>の提供                 |   |      |      |      |       |       |     |     |      |      | 市営住宅の提供体制を確立<br>→                           |

|     |           |
|-----|-----------|
| 大項目 | ④ 生活環境の維持 |
|-----|-----------|

(1) 活動目標

| 中項目         | 発災後の目標                    |
|-------------|---------------------------|
| 油排出事故対策     | ・油排出事故情報の関係機関への伝達体制を確立する。 |
| 一般廃棄物の収集・処理 | ・一般廃棄物の収集・処理を実施する。        |
| 環境保全・衛生対策   | ・環境保全・衛生体制の確立             |
| し尿処理        | ・し尿の処理体制の確立               |
| 遺体搬送・収容     | ・遺体の収容・遺族への引き渡し等体制の確立     |

(2) 活動体制

実施機関：避難所班、福祉・防疫班、環境清掃班、商工・農務班、学校班、消防総務班

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目         | 0 時間 | 1 時間               | 3 時間 | 6 時間 | 12 時間 | 24 時間 | 3 日 | 5 日 | 1 週間                 | 2 週間                 |                |
|-------------|------|--------------------|------|------|-------|-------|-----|-----|----------------------|----------------------|----------------|
| 油排出事故対策     |      | 油の排出事故時の伝達体制確立<br> |      |      |       |       |     |     |                      |                      |                |
| 一般廃棄物の収集・処理 |      |                    |      |      |       |       |     |     |                      |                      |                |
| 環境保全・衛生対策   |      |                    |      |      |       |       |     |     | 一般廃棄物の収集・処理体制の確立<br> |                      |                |
| し尿処理        |      |                    |      |      |       |       |     |     |                      | 環境保全・衛生体制の確立<br>     |                |
| 遺体搬送・収容     |      |                    |      |      |       |       |     |     |                      |                      | し尿の処理体制の確立<br> |
|             |      |                    |      |      |       |       |     |     |                      | 遺体の収容・引き渡し等体制の確立<br> |                |

|     |         |
|-----|---------|
| 大項目 | ⑤ 被災者支援 |
|-----|---------|

## (1) 活動目標

| 中項目      | 発災後の目標                        |
|----------|-------------------------------|
| 見舞金・義援金等 | ・1週間以内に義援金品の受付窓口を開設し、受付を開始する。 |
| り災証明     | ・り災証明の発行体制を確立する。              |

## (2) 活動体制

実施機関：被害調査班、出納班、渉外班、消防・救急班

## (3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目          | 0 時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12 時間 | 24 時間 | 3日 | 5日 | 1 週間              | 2週間 |
|--------------|------|-----|-----|-----|-------|-------|----|----|-------------------|-----|
| 見舞金・<br>義援金等 |      |     |     |     |       |       |    |    | 義援金品の受付窓口の開設<br>→ |     |
| り災証明         |      |     |     |     |       |       |    |    | り災証明の発行体制の確立<br>→ |     |

|            |                  |
|------------|------------------|
| <b>大項目</b> | <b>⑥ 教育の早期再開</b> |
|------------|------------------|

(1) 活動目標

| 中項目          | 発災後の目標  |
|--------------|---|
| 被災児童・生徒への支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休校（園）措置を講じる。</li> <li>・1週間以内に応急保育を開始する。</li> <li>・児童生徒、園児の安否確認を実施する。</li> <li>・1か月以内に応急教育の実施体制を確立する。</li> <li>・1か月以内に学用品を支給する。</li> <li>・幼稚園、保育園再開への体制を確立する。</li> </ul> |
| 学校施設などの再建・修理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設などの被害状況を把握し、応急補修を実施する。</li> </ul>   |
| 学校給食の再開      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の供給体制を確立する。</li> </ul>  |

(2) 活動体制

実施機関：避難所班、福祉・防疫班、教育総務班、学校班、給食班

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ



|     |           |
|-----|-----------|
| 大項目 | ⑦ 市民生活の維持 |
|-----|-----------|

(1) 活動目標

| 中項目      | 発災後の目標        |
|----------|---------------|
| 各種手当等の支給 | ・各種手当等の支給を行う。 |

(2) 活動体制

実施機関：庶務班、避難所班、福祉・防疫班、学校班

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目      | 0 時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12 時間 | 24 時間 | 3日 | 5日 | 1 週間 | 2週間  |
|----------|------|-----|-----|-----|-------|-------|----|----|------|--|
| 各種手当等の支給 |      |     |     |     |       |       |    |    |      | 各種手当等の支給  |

## 2. 基本方針【市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧】

|     |           |
|-----|-----------|
| 大項目 | ① 社会機能の維持 |
|-----|-----------|

### (1) 活動目標

| 中項目   | 発災後の目標                    |
|-------|---------------------------|
| 許認可事務 | ・ 緊急性の高い事務を優先し、許可事務を再開する。 |

### (2) 活動体制

実施機関：商工・農務班、土木班、建築班、消防予防班

### (3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目       | 0 時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12 時間 | 24 時間 | 3日 | 5日 | 1 週間 | 2週間  |
|-----------|------|-----|-----|-----|-------|-------|----|----|------|------|
| 許認可<br>事務 |      |     |     |     |       |       |    |    |      |      |
|           |      |     |     |     |       |       |    |    |      | 許可事務 |

|     |                |
|-----|----------------|
| 大項目 | ② インフラの維持・早期復旧 |
|-----|----------------|

## (1) 活動目標

| 中項目              | 発災後の目標  |
|------------------|---|
| 水道の確保            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10日以内に防災拠点施設の応急給水栓からの応急給水を行う。</li> <li>・ 3週間以内に仮設給水栓からの応急給水を行う。</li> <li>・ 1か月以内に各家庭の蛇口からの給水を開始する。</li> </ul>  |
| 下水道施設復旧          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1週間以内に下水道施設の被害状況を把握し、1か月以内に機能回復を行う。</li> <li>・ 汚水ます接続及び宅内排水設備の検査体制を確立する。</li> </ul>  |
| 道路の応急復旧          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24時間以内に通行支障となっている緊急輸送道路の応急復旧を行う。</li> <li>・ 1週間以内に緊急輸送道路以外の通行支障について、応急復旧を行う。</li> </ul>  |
| 公共土木・都市計画施設の応急復旧 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1時間以内に樋門等を閉鎖する。</li> <li>・ 道路、橋梁、河川護岸等の被害状況を把握し、応急復旧を行う。</li> <li>・ 6時間以内に防災協定締結業者に巡回や応急措置などの指示を実施する。</li> <li>・ 区画整理地及び公園緑地等の被害状況を把握し、応急復旧を行う。</li> <li>・ 震災復興都市計画事業のため、建築制限を行う。</li> </ul> |
| 浸水地域の排水処理        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6時間以内に被害状況を確認し、浸水地域の排水対策を行う。</li> <li>・ 6時間以内に被害状況を確認し、池沼、溜池等の溢水対策を行う。</li> </ul>  |
| 急傾斜地崩壊危険箇所等の処置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24時間以内に急傾斜地崩壊危険箇所の被害情報を収集する。</li> </ul>  |
| 通信電気ガス交通機関の復旧    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急パトロール及び通信電気ガス交通機関との情報交換により情報を収集する。</li> </ul>  |

## (2) 活動体制

実施機関：広報班、商工・農務班、土木班、下水道班、建築班、上水道班

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目              | 0 時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12 時間 | 24 時間 | 3日 | 5日 | 1 週間 | 2週間   |
|------------------|------|-----|-----|-----|-------|-------|----|----|------|---|
| 水道の確保            |      |     |     |     |       |       |    |    |      | 拠点施設の応急給水栓からの応急給水実施<br>→<br>通常給水の再開   |
| 下水道施設復旧          |      |     |     |     |       |       |    |    |      | 下水道施設の被害状況把握、機能回復<br>→<br>汚水ます接続、宅内排水設備の検査体制確立  |
| 道路の応急復旧          |      |     |     |     |       |       |    |    |      | 緊急輸送道路の確保<br>→<br>緊急輸送道路以外の通行支障の応急復旧  |
| 公共土木・都市計画施設の応急復旧 |      |     |     |     |       |       |    |    |      | 樋門等の閉鎖<br>→<br>防災協定締結業者への指示<br><br>道路橋梁河川護岸等被害情報の把握、応急復旧<br>→<br>区画整理地及び公園緑地等の被害情報の把握、応急復旧<br>→<br>震災復興都市計画事業のため建築制限の実施 |
| 浸水地域の排水処理        |      |     |     |     |       |       |    |    |      | 浸水被害状況を把握、排水対策・溢水対策の実施  |
| 急傾斜地崩壊危険箇所等の処置   |      |     |     |     |       |       |    |    |      | 急傾斜地崩壊危険箇所等被害状況の情報収集  |
| 通信電気ガス交通機関の復旧    |      |     |     |     |       |       |    |    |      | 通信電気ガス交通機関の被災状況等情報の収集   |

|     |        |
|-----|--------|
| 大項目 | ③ 産業支援 |
|-----|--------|

## (1) 活動目標

| 中項目          | 発災後の目標  |
|--------------|---|
| 地域経済の早期復旧支援  | ・ 1か月以内に市内商工業者の被災状況を把握する。   |
| 農林水産業の早期復旧支援 | ・ 1週間以内に農業用水利施設の被害状況を把握し、応急復旧を行う。<br>・ 1週間以内に農業（耕種・畜産）関係施設等の被害状況を把握し、応急措置を行う。 |

## (2) 活動体制

実施機関：商工・農務班

## (3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目          | 0 時間 | 1 時間 | 3 時間 | 6 時間 | 12 時間 | 24 時間                  | 3 日 | 5 日 | 1 週間 | 2 週間                  |
|--------------|------|------|------|------|-------|------------------------|-----|-----|------|-----------------------|
| 地域経済の早期復旧支援  |      |      |      |      |       |                        |     |     |      | 商工業者の被災状況の把握 →        |
| 農林水産業の早期復旧支援 |      |      |      |      |       | 農業用水利施設の被害状況の把握、応急復旧 → |     |     |      | 農業関係施設等の被害状況把握、応急措置 → |

### 3. 基本方針【業務継続に必要な態勢の確保】

|     |                |
|-----|----------------|
| 大項目 | ① 災害対策本部の設置・運営 |
|-----|----------------|

#### (1) 活動目標

| 中項目        | 発災後の目標   |
|------------|--|
| 災害対策本部の運営  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後直ちに災害対策本部を設置する。<br/>※庁舎の被災状況により、雁宿ホールに設置。</li> <li>・24時間以内に被害状況等報告事項、措置内容の整理を行う。</li> <li>・1時間以内に各班の指揮命令系統を確立する。</li> <li>・24時間以内に輸送体制を確保する。</li> </ul> |
| 被害情報の収集・広報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況を把握し、広報・報告等を行う。</li> </ul>   |
| 渉外対応       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊・県職員等に災害派遣要請を行う。</li> <li>・関係機関の活動体制を確立する。</li> <li>・8時間以内に応援消防機関（緊急消防援助隊等）の受援体制の確立</li> <li>・日本赤十字奉仕団へ協力要請を行う。</li> </ul>                              |
| 相談業務       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3日以内に被災者に対する相談を開始する。</li> <li>・2週間以内に市民相談を開始する。</li> </ul>   |

#### (2) 活動体制

実施機関：全班

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目        | 0 時間 | 1 時間                   | 3 時間        | 6 時間           | 12 時間   | 24 時間 | 3 日            | 5 日 | 1 週間     | 2 週間    |
|------------|------|------------------------|-------------|----------------|---------|-------|----------------|-----|----------|---------|
| 災害対策本部の運営  |      | 災害対策本部の設置<br>指揮命令系統の確立 | 第1回本部員会議    | 報告事項、措置内容の整理   | 輸送体制の確保 |       |                |     |          |         |
| 被害情報の収集・広報 |      | 被害状況を把握、広報・報告等の実施      |             |                |         |       |                |     |          |         |
| 渉外対応       |      | 自衛隊・県への災害派遣要請          | 関係機関の活動体制確保 | 広域消防機関の受援体制の確立 |         |       | 日本赤十字奉仕団への協力要請 |     |          |         |
| 相談業務       |      |                        |             |                |         |       |                |     | 被災者相談の開始 | 市民相談の開始 |



|            |                  |
|------------|------------------|
| <b>大項目</b> | <b>② 組織機能の維持</b> |
|------------|------------------|

(1) 活動目標

| 中項目            | 発災後の目標  |
|----------------|---|
| 職員の参集、安否確認     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 時間以内に非常配備参集状況を取りまとめる。</li> <li>・ 職員の家族の安否確認を行う。</li> </ul>   |
| 組織運営           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害活動資材、食料等を確保する。</li> <li>・ 無線等の通信統制を行う。</li> <li>・ 公務災害への対処等職員の処遇に対する体制を整える。</li> <li>・ 議員の安否確認及び議員との連絡調整を行う。</li> <li>・ 支援活動従事者の健康管理体制を整える。</li> </ul> |
| 予算・決算関係部署の機能維持 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1週間以内に必要な事業の予算措置等の作業を進める。</li> </ul>   |

(2) 活動体制

実施機関：全班

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ



|            |                   |
|------------|-------------------|
| <b>大項目</b> | <b>③ 庁舎・施設の維持</b> |
|------------|-------------------|

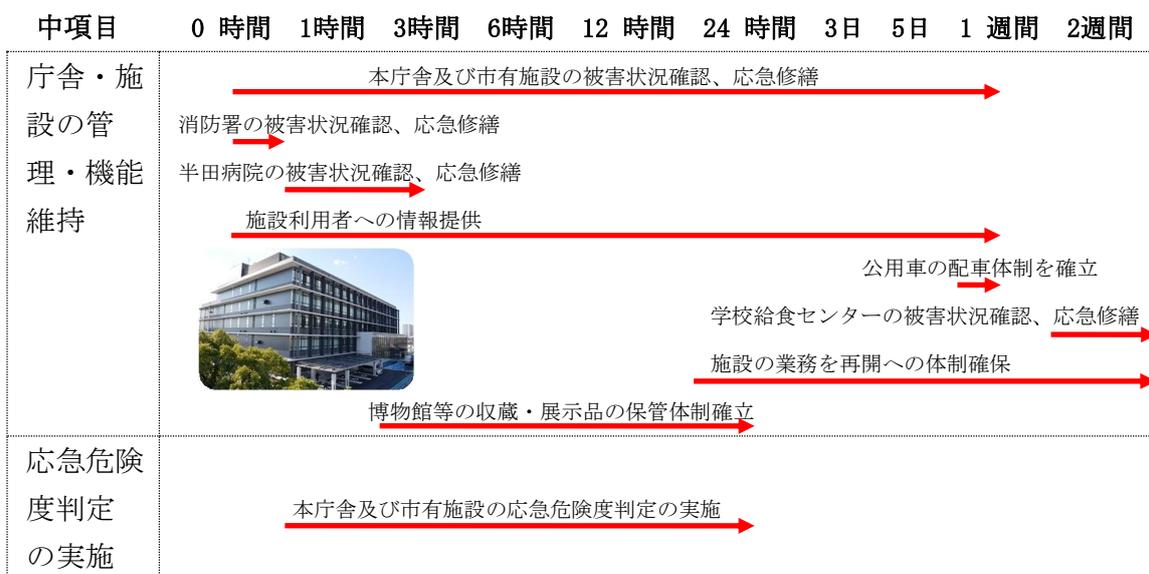
(1) 活動目標

| 中項目           | 発災後の目標  |
|---------------|---|
| 庁舎・施設の管理・機能維持 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎及び市有施設の被害状況を確認し、業務継続に活用できるのであれば、応急修繕を行い機能維持を図る。</li> <li>・ 消防署の建物・資機材等の被害状況を確認し、応急修繕するなど消防活動体制を確保する。</li> <li>・ 半田病院の建物・設備及び物品の被害状況を確認し、応急修繕するなど医療活動体制を確保する。</li> <li>・ 施設利用者に対し、情報提供を行う。</li> <li>・ 公用車の配車体制を確立する。</li> <li>・ 学校給食センターの建物・設備の被害状況を確認し、破損箇所をするなど食料の供給体制を確保する。</li> <li>・ 施設の業務を再開する。</li> <li>・ 博物館等の収蔵・展示品の保管体制を確立する。</li> </ul> |
| 応急危険度判定の実施    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎及び市有施設の応急危険度判定を行う。</li> </ul>   |

(2) 活動体制

実施機関：全班

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ



|            |                       |
|------------|-----------------------|
| <b>大項目</b> | <b>④ 通信・情報システムの確保</b> |
|------------|-----------------------|

(1) 活動目標

| 中項目             | 発災後の目標  |
|-----------------|---|
| 高度情報通信ネットワークの維持 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信手段（高度情報通信ネットワーク）を確保する。</li> </ul>  |
| その他情報システムの確保    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信手段（防災無線）を確保する。</li> <li>・ 情報システム及びネットワーク等の稼働を維持する。</li> <li>・ 病院の電子カルテの運用を維持する。</li> </ul> |

(2) 活動体制

実施機関：庶務班、渉外班、病院総務班

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目             | 0 時間  | 1 時間 | 3 時間 | 6 時間 | 12 時間 | 24 時間 | 3 日 | 5 日 | 1 週間 | 2 週間 |
|-----------------|---|------|------|------|-------|-------|-----|-----|------|------|
| 高度情報通信ネットワークの維持 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>高度情報通信ネットワークの維持</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">→</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: right;">  </div> </div>  |      |      |      |       |       |     |     |      |      |
| その他情報システムの確保    | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>通信手段（防災無線）の確保</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">→</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: right;"> <p>情報システム及びネットワーク等の稼働を維持</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">→</p> <p>病院の電子カルテの運用を維持</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">→</p> </div> </div> |      |      |      |       |       |     |     |      |      |

## 第4章 業務継続における課題と対応

半田市BCPの策定作業を進める中で明らかとなった、業務を継続する上での課題（ボトルネック）について、対応を検討した。

### 1 業務実施体制

#### (1) 職員の参集や組織の運営に係る現状（課題）と対応

##### ■ 現状（課題）

##### 【広報部】

- ・東日本大震災の支援経験等により、災害ボランティア設立・運営マニュアルには問題がある。支援本部（支部）の設立・運営のマニュアルの見直しが必要である。

（本部設置場所としての市民交流センターのスペース・資機材不足及び階層移動等の不便さ、支部設置場所としての児童センター等との連携不足、幅広い被災者ニーズを把握する方法など）

##### 【救護部】

- ・半田運動公園のほとんどの職員が避難所班に属しており、早期に、施設管理業務に戻れない。
- ・雁宿ホールのほとんどの職員が避難所班として配置されることから、雁宿ホール業務の復旧に携わる職員が不足する。
- ・図書館職員の多くは、避難所班に属しており、早期に図書館業務に戻れない。再開に向けた作業を行う人数が少なく、早期の業務再開に支障がある。また、被害状況によってはインフラの復旧が遅れ、開館に向けた修繕工事の早期実施が困難なことが考えられる。
- ・避難行動要支援者ごとの個別支援計画を策定し、避難行動要支援者名簿に記録しておくことが必要である。
- ・幼稚園及び保育園等の再開にむけた人員の確保に調整が必要である。
- ・幼稚園及び保育園等の再開には、ライフラインの復旧が必要である。
- ・大規模災害が発生した場合、避難所の開設数、避難者数が多くなり、巡回健康相談に従事する保健師の人員が不足する。

##### 【復旧部】

- ・夜間・休日における樋門等の迅速な操作体制の整備が必要である。
- ・一刻も早い雨水、汚水、両施設の復旧が望まれるが、被害状況の把握、原因究明、工法検討決定、材料および業者（人材）の確保等に時間を要し、早期の復旧が困難となる場合も考えられる。

##### 【水道対策部】

- ・半田市水道指定工事店協同組合とは「災害時における応急対策の協力に関する協

定」を締結しているが、職員数の減少により、大規模な災害に対する対応力が低下している。

**【医務部】**

- ・半田病院は、非常時連絡網および予報警報などの気象情報により参集することとなっているが、医療活動を行うためにはマンパワーが不可欠であり、医師、看護師等の医療職の参集状況によって対応が大きく異なってくる。
- ・半田病院は、地域の災害拠点病院としての役割を担っているが、近隣医療機関等との連携の仕組みが全くできていない。

**【教育部】**

- ・学校給食センターでは、調理員及び運転手については、委託先と災害協定を結んでいるが、必要とされる食数の把握とそれに応じた食材と調理員等の人員確保が課題である。
- ・学校教育課の所管する施設が多いため、同時多発的に被害が生じた場合、担当職員による被害状況の調査、把握に時間を要する。

## ○ 対応

**【広報部】**

- ・災害ボランティア支援本部・支援支部の設置・運営マニュアルの見直しを進める。
- ・災害ボランティアの運営について、児童センター・半田市社会福祉協議会・半田災害支援ボランティアコーディネーターの会・市民交流センター近隣自治区・ビル併設マンション住民等との連携訓練を継続的に行う。

**【救護部】**

- ・民生委員、自治区、社会福祉協議会、福祉事業者等と協力し、避難行動要支援者に関する情報収集に努める。
- ・避難所班としての業務と幼稚園及び保育園等の本来の業務について、関係部局と事前に調整を図る。
- ・被災状況を保健所に報告し、保健師の援助を依頼する。また、県内外の応援を連携して受け入れる。

**【復旧部】**

- ・半田港水防団、消防団との連携強化を図り、樋門等の操作箇所削減及び自動閉鎖・遠隔操作化に努める。
- ・職員の役割分担を決め、迅速な状況確認、情報収集に努める。
- ・指定工事店、協力業者との連携を強め、災害協定等を締結する。

**【水道対策部】**

- ・指定工事店協同組合との合同防災訓練を定期的に行い、職員の技術向上及び指定工事店との連携強化を図る。
- ・水道事業の広域化により、技術職員体制の規模を確保して、技術の継承を図る。

- ・日本水道協会との連携を図る。

**【医務部】**

- ・災害発生時の初動マニュアルを作成。災害規模に応じた登院規定を設け、職員が自発的に病院参集する体制を構築する。
- ・病院独自の被災状況確認システムにより、早期に職員の安否等確認が出来る体制を構築する。
- ・災害連携会議を発足して災害時における連携体制の確立を図り、総合的な訓練を実施、継続する。

**【教育部】**

- ・学校教育課の所管する施設において、第1担当者、第2担当者を決めておき欠員時の対応を図る。

## 2 執務環境

### (1) 庁舎・執務場所に係る現状（課題）と対応

**■ 現状（課題）****【広報部】**

- ・災害ボランティア本部設置場所としての市民交流センターのスペース・資機材不足及び階層移動等の不便さ、支部設置場所としての児童センター等との連携不足の懸念がある。

**【救護部】**

- ・新美南吉記念館については、建築基準法改正後に起工した建物であるため、倒壊は免れるものと考えているが、構造からクラックの発生等により、雨漏りが生じる可能性があり、収蔵庫、展示室の資料等に損害が発生する懸念がある。
- ・収蔵庫、展示室が、資料等の適正な保管状態に保てない場合は、記念館内の他の場所（会議室・工作室等）にて資料等を一時保管するが、空調機の停止による湿気（地下構造による）などの影響により、長期保管は適切ではない。

**【医務部】**

- ・半田病院の中央診療棟において耐震基準を満たしていない場所が一部に存在する。

**【教育部】**

- ・学校給食センターの災害時稼動のためには、食糧・燃油の備蓄や停電対策などの課題がある。また、地域防災計画では、炊き出し施設となっているが、災害時にインフラが欠損していると炊き出し等ができない。
- ・応急教育実施にあたり、教育活動スペースの確保とライフラインの復旧が必要である。

## ○ 対応

## 【広報部】

- ・災害ボランティア支援本部の設置場所の見直しを進める。
- ・災害ボランティア支援本部に設置すべき資機材の必要数・保管スペースの洗い出し及び確保を進める。

## 【救護部】

- ・記念館内の資料等について、博物館内の収蔵庫に保管場所を確保し、職員の災害対応の認識を共有していく。

## 【医務部】

- ・耐震基準を満たす新病院の建設を検討していく。

## 【教育部】

- ・給食センターへの緊急災害用煮炊き釜(移動式)の導入、炊き出し用の食材の備蓄及び備蓄場所の確保、各避難所配送経路の調査を行う。また、自家発電設備を導入し、炊き出し等のできる電気ガス併用の調理設備の導入について、検討していく。
- ・学校教育の再開のため、教育活動、避難活動の各スペース配分、ルール等について、防災担当部局と事前協議を進める。

## (2) 資機材・物資の確保に係る現状(課題)と対応

## ■ 現状(課題)

## 【救護部】

- ・大規模の水害が発生した場合、消毒剤が不足する。
- ・消毒剤を散布するための噴霧器及び人員が不足する。

## 【水道対策部】

- ・応急復旧に必要な資器材が確保できない場合、復旧までの時間を要する可能性がある。

## 【教育部】

- ・災害時における給食物資の確保及び物資の輸送手段が課題である。

## ○ 対応

## 【救護部】

- ・消毒材、消毒材を散布する噴霧器及び散布人員の確保等については、自衛隊及び全国の自治体等から援助を受ける体制を確保していく。

## 【水道対策部】

- ・平常時の工事発注量を維持し、指定工事店等が保有する資機材の在庫確保を図る。
- ・水道事業の広域化を図り、日本水道協会との連携を強化することにより、備蓄資機材の効率的な運用を図る。
- ・給水袋の備蓄増強を進める。

**【教育部】**

- ・給食物資の調達先の確保、給食物資の受入体制整備、給食センターまでの物資輸送経路の復旧体制の把握等を行う。

**3 各種情報システム、通信・ネットワーク等****■ 現状（課題）****【総務部】**

- ・電話網が輻輳し、災害情報の伝達、被害状況の収集などが遅れ、被害の拡大が懸念される。
- ・甚大な被害は、り災証明の発行に時間を要することとなる。
- ・り災証明の手続きを行うための行政システムが稼働しないことが考えられる。
- ・議員の安否確認手法を確立する。

**【救護部】**

- ・庁舎の使用不可、停電、通信障害等により、被保険者及び医療福祉等に関する情報システムが使用できない状況となる可能性がある。

**【復旧部】**

- ・電話、無線若しくは直接的に情報を収集するが、情報の錯綜や伝達できないなど支障が生ずる。

**【医務部】**

- ・半田病院で利用している電子カルテについては、バックアップデータの外部保管を実施しているが、バックアップデータの搬送に時間がかかること、使用システムとの適合性によってバックアップデータが活用できない場合がある。

**○ 対応****【総務部】**

- ・計画的に各施設等へ防災行政無線の配備を進めるとともに、既存のアナログ無線機をデジタル無線機へ移行する。
- ・被害状況の調査に際して、区長との連携を図る。
- ・災害伝言ダイヤル又は、公民館等公共施設に配備されている防災行政無線を活用した安否確認及び連絡調整を図る。

**【救護部】**

- ・被保険者証・受給者証の（再）交付等に関して、白紙の申請用紙等への内容記載により管理する体制をとる。

**【復旧部】**

- ・防災無線のほか複数の情報伝達機能を確立する。

**【医務部】**

- ・半田病院で利用している電子カルテについて、バックアップデータの外部保管を行うとともにネットワーク化による運用を推進する。

## 第5章 今後の取組み

### 1 計画の改善・定着

半田市BCPの定着と課題の対応を具体化するため、全庁挙げての体制を構築する必要がある。このため、「半田市地震対策会議幹事会」を中心として、平常時から課題の改善状況や研修・訓練の実施状況等の進行管理を行い、必要に応じ、見直しを行うなど、計画の改善・定着を図っていく。

なお、本計画においては、参考として国が示した南海トラフの巨大地震の被害想定を記載しているが、半田市の被害想定の詳細が公表されていないことから、今後、愛知県が調査している被害想定が公表された際には、見直しを図っていく。

### 2 研修・訓練等を通じた計画の定着と課題の解消

職員一人ひとりが、災害時に与えられる役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から理解できるようにするためには、研修・訓練等を通して職員個人の能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていく必要がある。

研修・訓練等の場において、半田市BCPをテキストとして使用するとともに、徒歩参集訓練、安否確認訓練、情報システム稼働訓練、停電訓練などの各種訓練を単独又は通常防災訓練と組み合わせて実施していく。

また、半田市BCPの定着と、より適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うとともに、課題の解消に向け、計画的に施設設備等の強化や各課において業務マニュアルの整備等を進めていく。

## ＜半田市災害対策本部任務分担表＞

|      |                    |
|------|--------------------|
| 本部長  | 市長                 |
| 副本部長 | 副市長、教育長、半田病院長、消防団長 |
| 参 与  | 正副議長、医師会長          |
| 事務局長 | 防災監                |

〔総務部〕 部長 総務部長  
次長 市議会事務局長

| 班名    | 課名等        | 分掌事項  |
|-------|------------|---|
| 庶務班   | 防災交通課      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議の庶務に関すること。</li> <li>2 災害対策本部の庶務に関すること。</li> <li>3 本部員会議の庶務に関すること。</li> <li>4 非常配備体制に関すること。</li> <li>5 気象情報等の伝達に関すること。</li> <li>6 自衛隊・県職員等の派遣要請に関すること。</li> <li>7 関係機関との連絡に関すること。</li> <li>8 自主防災会との連絡に関すること。</li> <li>9 災害救助法発動のための被害認定に関すること。</li> <li>10 防災無線の運用に関すること。</li> <li>11 緊急の交通安全対策及び交通安全施設の復旧に関すること。</li> <li>12 各部との連絡調整に関すること。</li> <li>13 災害救助法に基づく清算事務の統括に関すること。</li> </ol> |
| 財政班   | 財政課        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策関係費の予算措置に関すること。</li> <li>2 公用車の配車計画に関すること。</li> <li>3 市有財産の被害調査に関すること。</li> <li>4 記録班の協力。</li> </ol>   |
| 被害調査班 | 税務課<br>収納課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況調査及び報告に関すること。</li> <li>2 被害調査に関する区長との連絡に関すること。</li> <li>3 市税の減免に関すること。</li> <li>4 罹災台帳の作成に関すること。</li> <li>5 罹災証明の発行に関すること。</li> <li>6 記録班の協力。</li> </ol>   |

|       |     |   |
|-------|-----|---|
| 記録班   | 総務課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部班の被害状況の収集・報告に関する事。</li> <li>2 災害の処置状況の記録に関する事。</li> <li>3 災害対策本部の記録に関する事。</li> <li>4 輸送計画に関する事。</li> <li>5 庁舎の被害調査、報告及び復旧に関する事。</li> </ol> |
| 出納班   | 会計課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金品及び見舞金品の受付並びに出納に関する事。</li> <li>2 記録班の協力。</li> </ol>   |
| 議会連絡班 | 議事課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会との連絡調整に関する事。</li> <li>2 記録班の協力。</li> </ol>   |

## 〔広報部〕 部長 企画部長

| 班名  | 課名等                                   | 分掌事項   |
|-----|---------------------------------------|--|
| 渉外班 | 秘書課                                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害視察者の応接及び見舞金品に関する事。</li> <li>2 防災功労者の表彰に関する事。</li> <li>3 罹災死亡者に対する弔慰に関する事。</li> <li>4 本部長、副本部長の秘書に関する事。</li> </ol>   |
| 職員班 | 人事課                                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常配備体制の人員の把握及び時間外勤務手当に関する事。</li> <li>2 公務災害に関する事。</li> <li>3 労務者の雇用に関する事。</li> <li>4 他の地方公共団体への応援要請の受入及び配置に関する事。</li> <li>5 広報班の協力。</li> </ol>  |
| 広報班 | 企画課<br>市民協働課<br>監査委員事務局<br>半田市社会福祉協議会 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信電気ガス交通機関との情報交換に関する事。</li> <li>2 注意報・警報等情報の市民に対する伝達に関する事。</li> <li>3 罹災者に対する救護方法等の伝達に関する事。</li> <li>4 避難勧告又は指示の発信及び伝達に関する事。</li> <li>5 被害状況等の撮影及び記録に関する事。</li> <li>6 緊急パトロールに関する事。</li> <li>7 ボランティア派遣ニーズの把握に関する事。</li> <li>8 災害ボランティア支援本部の運営に関する事。</li> </ol> |

[救護部] 部長 福祉部長  
次長 健康子ども部長

| 班名     | 課名等   | 分掌事項   |
|--------|---|--|
| 避難所班   | 市民課<br>国保年金課<br>スポーツ課<br>生涯学習課<br>子育て支援課<br>幼児保育課<br>高齢介護課<br>図書館<br>博物館<br>幼稚園<br>半田市社会福祉協議会 | 1 避難所の開設及び管理運営に関すること。<br>2 福祉避難所に関すること。<br>3 二次福祉避難所に関すること。<br>4 所管する施設の被害調査、報告及び復旧に関すること。<br>5 罹災者の安否問い合わせに関すること。<br>6 埋火葬に関すること。   |
| 福祉・防疫班 | 地域福祉課<br>生活援護課<br>保健センター  | 1 応急給与物資の配給に関すること。<br>2 遺体の確認及び身元不明の死者の収容に関すること。<br>3 生業資金の貸付に関すること。<br>4 義援金品及び見舞金品の配分計画に関すること。<br>5 仮設住宅入居者の選定に関すること。<br>6 半田市赤十字奉仕団への協力要請に関すること。<br>7 所管する施設の被害調査及び報告に関すること。<br>8 避難行動要支援者に関すること。<br>9 防疫その他衛生対策に関すること。<br>10 感染症予防に関すること。<br>11 避難所・地域の巡回健康相談等保健活動に関すること。<br>12 医療関係機関との連絡調整に関すること。<br>13 避難所班の協力。 |

## 〔環境対策部〕 部長 市民経済部長

| 班名    | 課名等             | 分掌事項   |
|-------|-----------------|--|
| 環境清掃班 | 環境課<br>クリーンセンター | 1 油流出事故の環境保全に関すること。<br>2 一般廃棄物の処理、収集に関すること。<br>3 し尿処理に関すること。<br>4 所管施設の保全に関すること。 |

|        |            |   |
|--------|------------|---|
| 商工・農務班 | 経済課<br>観光課 | 1 応急給与物資の調達に関すること。<br>(救護用被服、寝具、その他の必要品)<br>2 商工業関係事業所の被害調査に関すること。<br>3 環境清掃班の協力。<br>4 農業関係の被害調査に関すること。<br>5 農業関係の復旧事業に関すること。<br>6 池沼、溜池等の被害調査、報告及び復旧に関すること。<br>7 土木班の協力。 |
|--------|------------|---|

## 〔復旧部〕 部長 建設部長

| 班名  | 課名等                    | 分掌事項   |
|-----|------------------------|--|
| 土木班 | 土木課<br>市街地整備課<br>都市計画課 | 1 災害救助活動に伴う土木工作に関すること。<br>2 陸閘門、水門、樋門の操作に関すること。<br>3 道路橋梁河川護岸等の倒壊防ぎよに関すること。<br>4 道路橋梁河川護岸等の被害調査、報告及び復旧に関すること。<br>5 建設業者の編成する防災協定締結事業者との連絡・指揮に関すること。<br>6 水防本部の庶務（消防連携）に関すること。<br>7 土木機材の配備に関すること。<br>8 浸水地域の排水対策に関すること。<br>9 池沼、溜池等の水があふれることの防止に関すること。<br>10 急傾斜地崩壊危険箇所等における情報収集に関すること。<br>11 区画整理地区及び街路樹、公園緑地の被害調査、報告及び復旧に関すること。<br>12 緊急道路の確保に関すること。 |

|      |      |  |
|------|------|--|
| 下水道班 | 下水道課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の保全に関すること。</li> <li>2 下水道施設の被害調査、報告及び復旧に関すること。</li> <li>3 浸水地域の排水対策に関すること。</li> <li>4 下水道指定工事店との連絡調整に関すること。</li> </ol>                       |
| 建築班  | 建築課  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>2 市有建築物の応急処理に関すること。</li> <li>3 被災者の住宅の応急処理に関すること。</li> <li>4 被災宅地・被災建築物応急危険度判定士の派遣に関すること。</li> <li>5 土木班の協力。</li> </ol> |

## 〔水道対策部〕 部長 水道部長

| 班名   | 課名等  | 分掌事項   |
|------|------|--|
| 上水道班 | 上水道課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 給水業務に関すること。</li> <li>2 水道施設の警戒配備に関すること。</li> <li>3 水道施設の復旧に関すること。</li> <li>4 市指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。</li> <li>5 下水道班の協力。</li> </ol> |

〔医務部〕 部長 副院長  
次長 病院事務局長

| 班名    | 課名等                   | 分掌事項   |
|-------|-----------------------|--|
| 医療班   | 医務局<br>看護局            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護に関すること。</li> <li>2 助産に関すること。</li> <li>3 その他の医務に関すること。</li> </ol>  |
| 病院総務班 | 事務局<br>(管理課)<br>(医事課) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院の被害調査、報告及び復旧に関すること。</li> <li>2 医薬品及び衛生資材の確保と配分に関すること。</li> <li>3 応急救護所の設置管理運営に関すること。</li> <li>4 医療救護班の編成及び派遣に関すること。</li> <li>5 医師会等との連絡調整に関すること。</li> </ol> |

## 〔教育部〕 部長 教育部長

| 班名           | 課名等                         | 分掌事項   |
|--------------|-----------------------------|--|
| 教育総務<br>・給食班 | 学校教育課<br>(学校給食センター、幼稚園を除く。) | 1 所管する施設の被害調査、報告及び復旧に関する<br>こと。<br>2 学校等に対する連絡及び指示に関する<br>こと。<br>3 罹災児童・生徒に対する学用品等の調達及び給<br>与に関する<br>こと。<br>4 避難所施設(小・中学校)の管理運営に関する<br>こと。 |
|              | 学校給食センター                    | 1 炊き出し、その他による食料品の調達及び給与<br>に関する<br>こと。<br>2 給食施設の活用に関する<br>こと。<br>3 給食業者等の連絡に関する<br>こと。<br>4 所管する施設の被害調査、報告及び復旧に関する<br>こと。                 |
| 学校班          | 各小中学校                       | 1 各学校の被害調査及び報告に関する<br>こと。<br>2 児童・生徒の避難指導及び応急教育に関する<br>こと。<br>3 避難所班の協力。   |

## 〔警備消防部〕

(消防部) 部長 消防長

次長 消防次長、消防署長

| 班名     | 課名等  | 分掌事項   |
|--------|--|--|
| 消防総務班  | 総務課  | 1 他市町村に対する応援に関する<br>こと。<br>2 罹災者を救出するための資材確保に関する<br>こと。<br>3 半田斎場に関する<br>こと。   |
| 消防予防班  | 予防課  | 1 被害情報の収集及び報告に関する<br>こと。<br>2 危険物取扱事業所の被害調査に関する<br>こと。   |
| 消防・救急班 | 消防第1課<br>消防第2課<br>救急第1課<br>救急第2課<br>北部出張所<br>成岩出張所 | 1 消防に関する<br>こと。<br>2 救急に関する<br>こと。<br>3 救助救出に関する<br>こと。<br>4 行方不明者等の捜索に関する<br>こと。<br>5 水防活動に関する<br>こと。<br>6 罹災地の警備に関する<br>こと。<br>7 消防団の活動に関する<br>こと。 |

|       |              |               |
|-------|--------------|---------------|
| 消防通信班 | 知多広域消防指令センター | 1 通信指令に関すること。 |
|-------|--------------|---------------|

(消防団) 部長 団長  
次長 副団長

| 班名  | 課名等          | 分掌事項   |
|-----|--------------|--|
| 警備班 | 団本部<br>各地区分団 | 1 消防・水防活動に関すること。<br>2 救助救出に関すること。<br>3 防災応急措置に関すること。<br>4 住民に対する警報の伝達、避難の勧告及び指示並びに誘導に関すること。<br>5 行方不明者等の捜索に関すること。<br>6 罹災地の警備に関すること。 |

半田市業務継続計画（半田市BCP）  
[南海トラフ地震編]

平成28年3月発行  
半田市地震対策会議